

入園のしおり

認可保育園・認定こども園（2・3号認定）・地域型保育事業

【令和7年4月入園申込受付期間】

市内の保育施設を希望する方	令和6年10月28日（月）～ 令和6年11月22日（金） （ただし、下記※4の期間で日曜及び夜間の臨時窓口を設置）
締切日以降に出産予定で生後57日目からの保育を希望する方	上記申込受付期間と同じです。

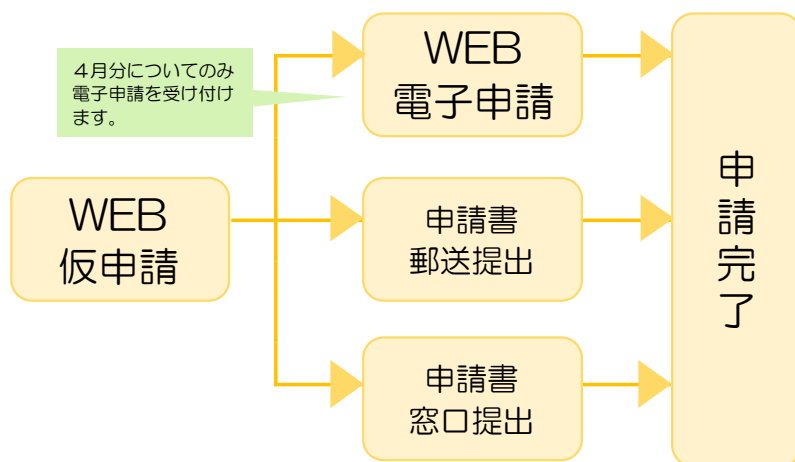
- ※1 FAXでは受け付けておりません。申請書類の写しが必要な場合は、事前にご自身でコピーしてください。受付済みの書類はお返しできません。
- ※2 郵送申請は、11月22日（金）の消印有効です（特定記録郵便で送付してください）。
- ※3 電子申請は、11月22日（金）23時59分までにアップロードが完了したものまでが有効です。
- ※4 窓口申請は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までです。ただし、臨時窓口として、日曜窓口及び夜間窓口を行います。
○日曜窓口・・・令和6年11月10日（日） 午前9時から午後1時まで
○夜間窓口・・・令和6年11月20日（水） 午後5時から午後8時まで
受付場所：狛江市役所3階 子ども家庭部児童育成課保育・幼稚園担当
- ※5 上記時間以外の受付はできません。

結果発送予定日 令和7年1月24日（金）

※内定の有無にかかわらず通知書をご自宅宛に送付します。

※通知書到着までの間、お電話等での結果問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

4月入園の基本的な申込みの流れ（手続き詳細はしおりの中を必ずご覧ください。）



こまえ子育てねっとでもご案内しております。このしおりと併せてご覧ください。



キーワードから探す>幼稚園・保育園・保育サービス>令和7年4月認可保育所等入所 申込受付のご案内

国から、より良い保育施設を選ぶための
チェックポイントが示されていますので参考にしてください。

よい保育施設の選び方 十か条（平成 12 年厚生省児童家庭局保育課）

- 一 **まずは情報収集を**
市区町村の保育担当課で、情報の収集や相談をしましょう
- 二 **事前に見学を**
決める前に必ず施設を見学しましょう
- 三 **見た目だけで決めないで**
キャッチフレーズ、建物の外観や壁紙がきれい、保育料が安いなど、見た目だけで決めるのはやめましょう
- 四 **部屋の中まで入って見て**
見学のときは、必ず、子どもたちがいる保育室の中まで入らせてもらいましょう
- 五 **子どもたちの様子を見て**
子どもたちの表情がいきいきとしているか、見てみましょう
- 六 **保育する人の様子を見て**
保育する人の数が十分か、聞いてみましょう
保育士の資格を持つ人がいるか、聞いてみましょう
保育する人が笑顔で子どもたちに接しているか、見てみましょう
保育する人の中には経験が豊かな人もいるか、見てみましょう
- 七 **施設の様子を見て**
赤ちゃんが静かに眠れる場所があるか、また、子どもが動き回れる十分な広さがあるか、見てみましょう
遊び道具がそろっているかを見て、また、外遊びをしているか聞いてみましょう
陽あたりや風とおしがよいか、また、清潔か、見てみましょう
災害のときのための避難口や避難階段があるか、見てみましょう
- 八 **保育の方針を聞いて**
園長や保育する人から、保育の考え方や内容について、聞いてみましょう
どんな給食が出されているか、聞いてみましょう
連絡帳などでの家庭との連絡や参観の機会などがあるか、聞いてみましょう
- 九 **預けはじめてからもチェックを**
預けはじめてからも、折にふれて、保育のしかたや子どもの様子を見てみましょう
- 十 **不満や疑問は率直に**
不満や疑問があったら、すぐ相談してみましょう、誠実に対応してくれるでしょうか

これをもとにした「良い保育施設の選び方（東京都版）」もあります。
保育園選びの参考にしてください。

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/
hoikushisetsu-erabikata.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/hoikushisetsu-erabikata.html)



郵送申請用の宛名

仮申請後、下記宛名を封筒に貼り付けて、書類を送付してください。
※仮申請で取得した仮申請番号を記入してください。（仮申請の方法は12ページをご覧ください）

※必ず特定記録郵便で送付してください。

※郵送料はご自身でご負担ください。

切り取り線

〒201-8585	
狛江市和泉本町1-1-5	
狛江市児童育成課保育・幼稚園担当 行	
令和7年度入園申請書類在中	
児童1人目	仮申請番号（アルファベット2文字+数字8桁） <input type="text"/>
児童2人目	仮申請番号（アルファベット2文字+数字8桁） <input type="text"/>
児童3人目	仮申請番号（アルファベット2文字+数字8桁） <input type="text"/>

きょうだいで同時に申請する場合に、児童2人目以降の仮申請番号欄をご利用ください。

目 次

令和7年度の主な変更点 ・・・・・・・・・・・・・・・・	次ページ
保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）と必要量	1
市内保育施設・事業の種別	2
市内保育施設・事業案内図	3
狛江市に入園（利用）を申込み保育施設・事業一覧	4
保育施設・事業の定数	5
1 入園の申込みができる方	6
2 提出書類	8
3 申込みから入園までの流れ	11
4 保育の実施期間	16
5 保育時間	17
6 延長保育	20
7 利用者負担額（保育料）（0～2歳児クラス）	24
8 認可保育施設の幼児教育・保育の無償化【国による制度】	29
9 入園後のお願い	32
10 その他	34
一時預かり実施施設	34
保育所等利用調整基準指数表	36
調整指数表	38
保育施設・事業の申込みについてよくある質問	40
11 認可外保育施設	43
保育施設紹介	48

令和7年度 年度途中の申込受付期間と利用調整会議日程一覧

入園日	申込受付期間	利用調整会議日
5月1日	3月13日（木）～ 4月11日（金）	4月15日（火）
6月1日	4月14日（月）～ 5月13日（火）	5月15日（木）
7月1日	5月14日（水）～ 6月11日（水）	6月13日（金）
8月1日	6月12日（木）～ 7月11日（金）	7月15日（火）
9月1日	7月14日（月）～ 8月13日（水）	8月15日（金）
10月1日	8月14日（木）～ 9月10日（水）	9月12日（金）
11月1日	9月11日（木）～ 10月10日（金）	10月15日（水）
12月1日	10月14日（火）～ 11月12日（水）	11月14日（金）
1月1日	11月13日（木）～ 12月11日（木）	12月15日（月）
2月1日	12月12日（金）～ 1月13日（火）	1月15日（木）
3月1日	1月14日（水）～ 2月10日（火）	2月13日（金）

※ お申込みいただくと、年度内（令和8年3月1日入園分の利用調整会議）までは申込みを取り下げない限り有効となり、内定が出るまで毎月の利用調整対象となります。

※ 令和8年度4月以降の利用調整には別途お申込みが必要です。

重 要

※必ずお読みください！！

令和7年度の主な変更点

令和7年4月入園申込みから適用される主な変更点をお知らせします。
詳細は各ページ及び様式に記載されている内容をご確認のうえ、お申込みください。

電子申請について

令和7年度4月入園申込分で、インターネットを経由した電子申請の受付をいたします。
詳細は、13ページをご確認ください。

申請書類のコピーについて

申請書類のコピーが必要な方はあらかじめご自身で控えを取るようになさってください。
万が一、申込後に写しが必要となった場合は、児童育成課で写しの交付手続きを承ることができ、1枚につき10円の費用がかかります。また、郵送で送付を希望される場合は、保護者様に郵送料もご負担いただくこととなり、写しの提供まで1週間程度の期間を要しますのでご注意ください。

また、東京労働局より、令和7年4月から育児休業給付金の手続きの際は保育所等の利用申込書の写しが必要となる旨の通知がなされております。育児休業を延長される可能性がある方は、必ずご自身で申請書類の写しをお取りください。なお電子申請の場合は、WEB入力されたメールアドレス宛に申込内容が記載されたメールが送信されますので、これを申請書類の控えとして取り扱ってください。

入所審査に関する同意書について

令和7年4月から、国・ハローワークの「保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続き」が変更されることを受け、同意書様式を一部修正しました。

調整指数表の変更について

調整指数番号10の既に託児を開始している場合について、適用となる条件の一部見直しを行いました。適用条件の詳細は調整指数表をご確認ください。(38～39ページ参照)

就労証明書の様式変更について

令和7年4月入園申込み受付分より、就労証明書様式を変更いたしました。令和7年4月入園申込みは、原則新様式により受け付けいたします。

ただし、令和6年度の申し込みにおいて、既に旧様式の就労証明書が発行されており、様式右上の「証明日」が令和7年4月申込みにおける申請日から3か月以内のものに限り、旧様式での受付を可能といたします。

保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）と必要量

◆保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）について

教育・保育給付認定とは、保育園や認定こども園、事業所内保育事業等の地域型保育事業を利用する場合に必要な手続きで、保育の必要性や必要量を判定するものです。教育・保育給付認定は、保育園等入園申込と同時の手続きとなりますので、別途手続きの必要はありません。認定は、下表のとおり3つの区分に分かれます。

区分	認定基準	対象等
1号認定	教育標準 時間認定	児童が満3歳以上で、教育を希望される場合 【利用先】認定こども園（幼稚園枠）、新制度の幼稚園
2号認定	満3歳以上 保育認定	児童が満3歳以上で、「保育の必要性の事由」に該当し、 保育園等での保育を希望される場合 【利用先】保育園、認定こども園（保育枠）
3号認定	満3歳未満 保育認定	児童が満3歳未満で、「保育の必要性の事由」に該当し、 保育園等での保育を希望される場合 【利用先】保育園、認定こども園（保育枠）、地域型保育事業

※狛江市には令和7年4月1日現在、新制度に移行する幼稚園はありません。

※「保育の必要性の事由」については、6ページをご参照ください。

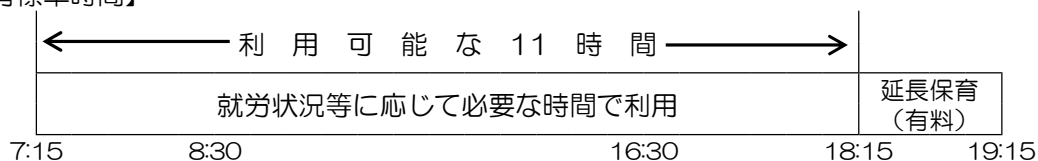
◆保育の必要量について

2号及び3号認定は、保育の必要量に応じて「保育標準時間」、「保育短時間」に分類されます。

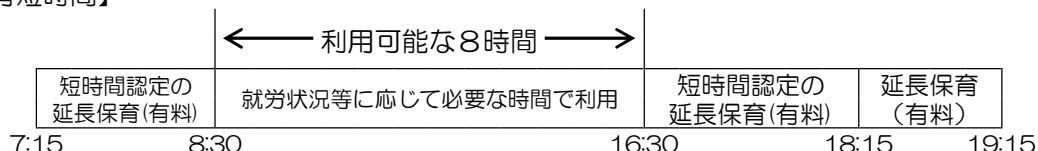
保育標準時間	<ul style="list-style-type: none"> 1日11時間の枠の中で必要に応じて保育を利用
保育短時間	<ul style="list-style-type: none"> 1日8時間の枠の中で必要に応じて保育を利用 保育施設入園後に弟妹の育児休業を取得された場合

保育利用時間のイメージ（公立保育園の例）

【保育標準時間】



【保育短時間】



※1 市内保育施設では、保育短時間の利用可能な保育時間は8時30分～16時30分としています。
(施設により保育短時間の利用可能時間が異なる場合がございます。各施設にご確認ください。)

※2 開所時間や延長保育時間、月齢に応じた利用可能時間は各施設で設定しています。
詳しくは16～22ページをご確認ください。

※3 保育短時間の延長保育料は公立15分150円です。私立は各園にご確認ください。

市内保育施設・事業の種別

令和7年4月1日現在

	施設種別	施設数	対象年齢	保育時間	延長保育	土曜日開所	食事	保育料		入園 (利用) 申込先
								月額	納付先	
施設型給付 対象施設	市立保育園	4	0歳～5歳	11時間	有り	有り	給食	市の定める金額 (無償化対象児童 を除く)	市	市
	私立保育園	16	0歳～5歳 ※3歳までの園あり		各施設による					
	私立認定こども園 (保育認定枠)	1	0歳～5歳		有り					
地域型 保育事業	小規模保育事業	4	0歳～2歳 ※各施設による	各施設による	各施設による	有り			施設	
	事業所内保育事業 (地域枠)	1			無し					
認可外 保育施設	認証保育所	2	各施設による	13時間以上	-	有り	各事業者が 設定した額		施設	施設
	家庭福祉員	2	0歳～2歳	8時間	無し	無し				

◆市へ入園（利用）を申込む保育施設・事業について

認可保育園 ①～⑳ (番号は次ページの施設・事業一覧)

国の定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を満たす保育施設で、児童福祉法に基づく施設です。運営は国や都、市の公費や保育料等でまかなわれています。

認定こども園 ㉑

幼稚園と保育園両方の機能を併せ持った教育・保育を一体的に行う施設です。また、地域における子育て支援を行う機能も備えています。

地域型保育事業 ㉒～㉖

子ども・子育て支援新制度において創設された2歳児クラスまでの児童を保育する新たな認可保育事業です。1か月の利用者負担額（保育料）は、認可保育園等と同じく世帯の市区町村民税所得割額により算定します。受入年齢に制限があるため、卒園後の認可保育園等への転園に当たっては、優先的に利用調整されます。なお、1歳児クラスまたは2歳児クラスへの進級の際は、優先的な利用調整の対象外です（さつき家庭保育室を除く）。また、地域型保育事業は認可外保育施設ではないため、調整指数10の「認可外保育施設」の対象外です。

小規模保育事業	6～19名の定員で家庭的保育に近い雰囲気のもとで保育を行います。定員や児童1人あたりの面積等の基準により、A型、B型、C型の3類型に分かれます。
事業所内保育事業	会社等事業所の保育施設等で、従業員の子もだけでなく地域の子も一緒に保育を行います。

認可外保育施設 ㉗～㉓

児童福祉法上の保育所に該当するものの、認可を受けていない保育施設であり、東京都へ届出を行っているものです。

市内保育施設・事業案内図



市内保育施設・事業一覧

区分	施設・事業名	区分	施設・事業名	区分	施設・事業名	区分	施設・事業名
市立保育園	① 藤塚保育園	私立保育園	⑤ 多摩川保育園	私立保育園	⑬ 猪江ちとせ保育園	育認 証保	⑳ 一の橋こどもの家
	② 駒井保育園		⑥ 猪江保育園		⑭ 駒井町みんなの家		社家 員庭 福
	③ 駄倉保育園		⑦ 猪江子どもの家		⑮ いずみの森保育園	㉒ 柳沢 芳子	
	④ 三島保育園		⑧ 虹のひかり保育園		⑯ 木下の保育園 元和泉	㉓ 白川 佳子	
	⑨ ぎんきょう保育園		⑰ 木下の保育園 岩戸北				
	⑩ 東野川保育園みんなの家		⑱ パイオニアキッズ西野川園				
	⑪ ベネッセ猪江南保育園		㉒ さつき家庭保育室	㉑の幼稚園枠、㉔の従業員枠及び㉑～㉓は、園へ直接お申し込みください。			
	⑫ めぐみの森保育園		㉓ 一の橋赤ちゃんの家				
	⑬ いずみ保育園		㉔ フレンドキッズランドこまえ				
	⑭ グローバルキッズ猪江園		㉕ 猪江すずらん保育園				
	⑮ アスク岩戸北保育園		㉖ ヤクルト猪江あいあい保育園				

※㉒さつき家庭保育室は令和7年8月に「岩戸北1-15-9」へ移転予定です。

狛江市に入園（利用）を申込む保育施設・事業一覧

認可保育園

	保育園名	住所	電話	受入年齢	延長保育
市立	①藤塚保育園 ※1	和泉本町4-7-35	3489-2835	満6か月～小学校就学前	○
	②駒井保育園	駒井町2-28-6	3480-9361	生後57日目～小学校就学前	○
	③駄倉保育園	岩戸北3-20-2	3489-5415	生後57日目～小学校就学前	○
	④三島保育園	東野川1-32-2	3488-3898	生後57日目～小学校就学前	○
私立	⑤多摩川保育園	西和泉1-5-1	042-483-4667	生後57日目～小学校就学前	○
	⑥狛江保育園	西野川4-12-1	3480-0069	満6か月～小学校就学前	×
	⑦狛江子どもの家 ※2	和泉本町1-36-4	3488-1231	生後57日目～3歳児	○
	⑧虹のひかり保育園	東和泉1-32-18	5761-2737	生後57日目～小学校就学前	○
	⑨ぎんきょう保育園	東和泉1-34-25	3430-5822	生後57日目～小学校就学前	○
	⑩東野川保育園みんなの家	東野川4-9-7	3430-8778	生後57日目～小学校就学前	○
	⑪ベネッセ狛江南保育園	岩戸北3-23-8	5761-2471	生後57日目～小学校就学前	○
	⑫めぐみの森保育園	中和泉3-12-6	3480-4448	生後57日目～小学校就学前	○
	⑬いずみ保育園	岩戸北1-1-12	3480-0598	生後57日目～小学校就学前	○
	⑭グローバルキッズ狛江園	中和泉3-19-14	3430-7400	生後57日目～小学校就学前	○
	⑮アスク岩戸北保育園	岩戸北3-3-23	5761-2771	生後57日目～小学校就学前	○
	⑯狛江ちとせ保育園	東和泉1-35-10	3488-1281	生後57日目～小学校就学前	○
	⑰駒井町みんなの家	駒井町3-36-1	3480-1106	生後57日目～小学校就学前	○
	⑱いずみの森保育園	元和泉1-10-10	5761-7747	生後57日目～小学校就学前	○
	⑲木下の保育園 元和泉	元和泉1-19-4	5761-4788	生後57日目～小学校就学前	○
	⑳木下の保育園 岩戸北	岩戸北3-1-19	5761-5870	生後57日目～小学校就学前	○

※1 都営狛江団地の建替に伴い、令和12年度から新園舎（場所未定）に移転する可能性があります。

※2 3歳児クラス終了後に転園を希望する場合は、優先的に利用調整を行います（→39ページ新年度入園の利用調整の順番参照）。

認定こども園（2号・3号）

私立	園名	住所	電話	受入年齢	延長保育
	㉑パイオニアキッズ西野川園	西野川2-4-15	5761-9234	生後57日目～小学校就学前	○

小規模保育事業（地域型保育事業）※3

私立	園名	住所	電話	受入年齢	延長保育
	㉒さつき家庭保育室	岩戸北1-2-12 ※4	3430-3413	1歳児	×
	㉓一の橋赤ちゃんの家	駒井町1-15-32	5761-9219	生後57日目～2歳児	○
	㉔フレンドキッズランドこまえ	岩戸南4-22-7	5761-5392	1歳児及び2歳児	○
	㉕狛江すずらん保育園	岩戸北3-14-23	5761-5743	満6か月～2歳児	○

事業所内保育事業（地域型保育事業）※3

私立	園名	住所	電話	受入年齢	延長保育
	㉖ヤクルト狛江あいあい保育園	東和泉1-3-15	3480-4958	1歳児及び2歳児	×

※3 地域型保育事業卒園後に転園を希望する場合は、優先的に利用調整を行います（→39ページ新年度入園の利用調整の順番参照）。

※4 令和7年8月に、「岩戸北1-15-9」へ移転予定です。

保育施設・事業の定数（令和7年4月1日現在）（単位：人）

入所クラスは令和7年4月1日時点の年齢におけるクラスとなります
 本表の定数は令和6年10月15日時点の人数です。今後、変更となる可能性があります。

認可保育園

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
市立	藤塚保育園	3	13	18	20	22	22	98
	駒井保育園	6	18	20	23	24	24	115
	駄倉保育園	12	18	21	23	25	25	124
	三島保育園	6	13	20	21	24	24	108
私立	多摩川保育園※1	6 (12)	7 (15)	9 (18)	12 (25)	13 (25)	13 (25)	60 (120)
	狛江保育園	9	12	15	18	18	18	90
	狛江子どもの家	9	12	13	13			47
	虹のひかり保育園	12	18	20	20	20	20	110
	ぎんきょう保育園	5	13	13	13	13	13	70
	東野川保育園みんなの家	3	9	10	12	13	13	60
	ベネッセ狛江南保育園	6	10	12	12	12	12	64
	めぐみの森保育園	9	15	24	24	24	24	120
	いずみ保育園	12	15	17	20	28	28	120
	グローバルキッズ狛江園	6	15	18	20	20	20	99
	アスク岩戸北保育園	6	18	18	18	18	18	96
	狛江ちとせ保育園	12	15	15	16	16	16	90
	駒井町みんなの家	6	6	6	24	24	24	90
	いずみの森保育園	6	16	18	20	20	20	100
	木下の保育園 元和泉	9	15	16	23	23	23	109
木下の保育園 岩戸北	10	20	20	20	20	20	110	

※1 多摩川保育園は、毎年申込み状況に応じて、調布市と狛江市がそれぞれの定員数を決定しますので変更となる場合がございます。（ ）内は調布市と狛江市の合計です。

認定こども園

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
私立	パイオニアキッズ西野川園	9	15	18	25	25	25	117

※ 3歳～5歳については、1号認定（幼稚園枠）を若干名含みます。

小規模保育事業（地域型保育事業）

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
私立	さつき家庭保育室		8					8
私立	一の橋赤ちゃんの家	2	8	9				19
私立	フレンドキッズランドこまえ		9	10				19
私立	狛江すずらん保育園	3	8	8				19

事業所内保育事業（地域型保育事業）

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
私立	ヤクルト狛江あいあい保育園	- (3)	5 (8)	5 (8)				10 (19)

※ （ ）内は地域型保育事業の定員と従業員利用の定員の合計です。

1 入園の申込みができる方

保育園は、保護者等（父母や同居親族）が働いているなどの理由で、保育が必要な子どもたちのためにあります。毎日一定の時間、家庭の保護者に代わって保育するところで、子どもたちの生活の場でもあります。「集団生活を経験させたい」「幼児教育の場として利用したい」等という理由だけでは対象になりません。

保育園へ入園できる基準（保育の必要性の事由）

保育園へ入園できる子どもは、両親のいずれも（別居の場合は世話をしている方）が次の基準（1）から（9）までのいずれかの事情にある場合です。

- （1）保護者が仕事をしている場合
- （2）離別、死亡、行方不明などの理由により保護者がいない場合
- （3）保護者が出産、病気又は心身に障がいがある場合
- （4）保護者が常時、親族の看護又は介護にあたる場合
- （5）災害の復旧にあたっている場合
- （6）保育施設入園児童の弟妹の育児休業取得のため、入園児童の継続利用が必要な場合
- （7）児童が虐待を受けている又は再び受ける可能性がある場合
- （8）保護者が求職活動・就学をしている場合
- （9）その他の理由で保育にあたれない常態にある場合

入園日の前日までに狛江市に転入予定のない方

年齢と入園日によって入園（転園）申込みの制限があります。

区分	4月1日付け入園	5月1日付け入園以降
0歳児～3歳児クラス	申込みできません	申込みできます
4・5歳児クラス	申込みできます	

育児休業取得中の方

申込み児童や、兄弟姉妹の育児休業取得中は**復職することを条件に申込みが可能**です。復職する月からの入園対象ですが、月の初日に復職する場合はその前月からの入園対象です。

例) 4月1日からの入園 → 5月1日までに復職が必要

5月1日からの入園 → 6月1日までに復職が必要

※1日が日曜・祝日等で勤務先が休業日であっても、復職日を繰り下げることとはできません。

下記の要件を満たす必要があります。

①申請時の就労証明書で上記の条件どおり復職予定と確認できること。または、育児休業期間を短縮できる旨が記載されていること。

②入園後に、復職したことがわかる復職証明書を提出すること。

入園後に弟妹の育児休業を取得される場合は、32 ページをご覧ください。

クラス年齢について

令和7年度のクラス年齢は、令和7年4月1日時点の年齢により決まります。年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

【令和6年度】		【令和7年度】	
クラス年齢	対象生年月日	クラス年齢	対象生年月日
0歳児	R5.4.2~	0歳児	R6.4.2~
1歳児	R4.4.2~R5.4.1	1歳児	R5.4.2~R6.4.1
2歳児	R3.4.2~R4.4.1	2歳児	R4.4.2~R5.4.1
3歳児	R2.4.2~R3.4.1	3歳児	R3.4.2~R4.4.1
4歳児	H31.4.2~R2.4.1	4歳児	R2.4.2~R3.4.1
5歳児	H30.4.2~H31.4.1	5歳児	H31.4.2~R2.4.1

※令和6年4月2日~令和7年4月1日生まれは令和7年度も0歳児クラス

2 提出書類

入園のしおり及び各種証明書は、こまえ子育てねっとからダウンロードすることができます。

QRコードが読取不能な場合は、インターネット上で「こまえ子育てねっと」と検索し、以下のとおり操作してください。

(ホーム>キーワードから探す>幼稚園・保育園・保育サービス>令和7年度保育施設入園申込関連書式)

【QRコード】



書類の提出に係る注意事項

- (1) 兄弟姉妹等複数人の申込みを行う場合は、申込み人数分の証明書類が必要となります。郵送・窓口提出する場合はコピーしたものを併せてご用意いただき、お申込みください。
- (2) 締切日間近のご提出・申請の場合や、不足書類が申込受付期間内に揃わなかった場合、点数に反映できない可能性がありますので、ご注意ください。
- (3) 各種証明書類の有効期限は、発行日から3か月以内です。
- (4) その他、必要書類の提出を求める場合があります。

必須書類

- (1) 令和7年度子ども・子育て支援教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所（転園）申込書
- (2) 保護者が保育にあたれない状況を証明する書類（下記ア～クが**両親ともに必要**）

※20歳以上65歳未満の同居親族（祖父母等）がいる場合は、その方が保育にあたれない状況を証明する書類（(2)に記載のア～クに準ずる）も必要です。

ア	外勤・内職	就労証明書（市指定様式・会社記入）
イ	自営業・親族経営会社勤務	就労証明書（市指定様式・自身で記入） ※いずれかの自営を証明する下記の書類の写しが必要です 1. 直近の確定申告書（電子申告の場合には受付番号が付番された申告書（第1表・第2表）） 2. 開業届 3. 給与明細（専従者用・直近3か月） 4. 契約書（直近3か月が範囲内となっているもの） 5. その他（納品書・領収書・メール・通帳の写し等相手先が分かる書類（直近3か月の各月1点ずつ））
ウ	就労内定	就労証明書（市指定様式・会社記入）
エ	病気や障がいがある	障害者手帳の写し・診断書等 （ 保育が困難との記載があるもの 。詳しくは問い合わせ又は市の様式を使用）
オ	介護にあたっている	介護を証明する書類（介護認定通知書・障害者手帳・療育手帳等の写し、診断書等）及び1週間の介護スケジュールが分かる書類（様式自由）

力	就学	就学を証明する書類（在学証明書等）及び1週間の就学スケジュールが分かる書類（時間割表等、様式自由）
キ	出産予定	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が分かるページの写し） ※就労中の方は、出産予定でも就労証明書が必要です。 ※入所可能年齢に達しなかった場合は、入所できず待機となります。入所可能年齢に到達する利用調整会議で、改めて利用調整を行います。
ク	求職活動	就労確約書（市指定様式・自身で記入） ※ハローワークカード又は雇用保険受給資格者証の写し等が必要です。

(3) 児童の健康・発達に関する記録表（申込締切月までに申込児童が出生していない場合は省略）

(4) 令和7年度認可保育所等入園申込チェック表（4月入園申込みのみ必要）

該当する方のみ必要な書類

(1) 以下の認可外保育サービスを利用して有償託児し、且つ現に保護者に保育の必要性がある方（育休、求職中、復職予定を除く）。

認可外保育サービス	必要書類	説明
① 認証保育所（東京都等に届出ている施設に限る。）	「受託証明書」（市指定様式を施設が記入） または、 「（受託開始日から）全ての契約書」と「直近1か月の保育料が支払い済であることが分かる資料（コピー可）」	<ul style="list-style-type: none"> 調整指数番号10の加点には復職が必要です。証明書等の提出により、復職日が確認できた時点以降で直近の利用調整会議から加点になります。 過去に利用がある場合も、必要書類を提出してください。 廃園・認可移行等の施設状況の変更により、託児先施設への継続通園が困難になる場合も、必要書類をご提出ください。
② 家庭福祉員（東京都等に届出ている事業者に限る。）		
③ ベビーシッター（東京都等に届出ている事業者に限る。）		
④ 認可外保育施設等（行政自治体に届出ている施設に限る。）		
⑤ 幼稚園を除く一時保育（東京都等に届出ている施設に限る。）	「受託証明書」（市指定様式を施設が記入） または、 入所申込日の1か月以上前から託児していることが分かる実績表と「直近1か月の保育料が支払い済であることが分かる資料（コピー可）」	<ul style="list-style-type: none"> 一時保育（幼稚園を除く）の利用による、調整指数10の加点は以下の場合にのみ適用します。（詳細は38ページ） 現に保護者に保育の必要性があり、入所申込日の1か月以上前から利用を開始している場合

(2) 転入予定の方

必要書類	補足
<ul style="list-style-type: none"> 物件引き渡し日・転入先住所・契約した保護者名を明記した賃貸借契約書又は売買契約書（写し）等 同一生計者全員分の住民票 	<p>狛江市内の祖父母宅に引っ越す等の場合には、「同居予定申立書」（市様式あり）をご提出ください。</p>

(3) 令和6年1月1日に狛江市に住民票のない方

必要書類	説明
令和6年度市区町村住民税課税証明書又は非課税証明書	令和6年度課税証明書は、令和5年1月1日～令和5年12月31日までの収入によって決まり、令和6年1月1日に住民票を登録していた自治体で取得できます。

(4) 育児休業期間延長を許容できる方（転入予定のない市外住民の方は提出できません）

必要書類	説明
「令和7年度入所の審査に関する同意書」	同意書を提出された場合、提出されていない児童より利用調整順位を下位にします。入所申込をした施設に空きが生じ、上位順位に入所希望者がいなかった場合、入所内定を出すことがあります。

(5) 保育士資格を有しており、認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設又は企業主導型保育事業で、保育士として従事している方（新規入所申請の方のみ）

必要書類	説明
保育士証の写し	就労証明書の内容と併せて拝見します。育児休業中であっても、ご提出ください。

(6) 離婚を前提とした別居中の場合

必要書類	補足
裁判所の呼び出し状等、離婚手続き中であることが分かる書類の写し、または『離婚を前提とした別居中の誓約書』（様式指定あり）	「配偶者が死亡した場合」「離婚が成立した場合」は、書類の提出は不要です。

(7) 同一住所に居住しているが、生計が完全に別の方がいる場合

必要書類	説明
それぞれの世帯の光熱水費（いずれか一つ、直近3か月分。）の領収証の写し	同一住所に居住する同居家族がいる場合は、その同居家族も保育に当たれないことを証明する書類をご提出いただきます。ただし、その同居家族と生計が完全に別であることが証明できる場合は、保育に当たれないことを証明する書類の提出は求めません。



3 申込みから入園までの流れ

狛江市内の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業所への入園（転園）は毎月1日付けとなります。入園を希望される方は、表紙（4月）・目次（5月～翌年3月）に示すそれぞれの申込受付期間に申込をしてください。

入園申込書や添付書類に基づき、保育の必要性の認定をします

※申込方法・提出書類を十分にご確認のうえ、余裕を持ってお申込みください。

※必要な書類が提出されない場合は、指数の決定及び選考に際して不利になることがあります。

はじめに：狛江市内にお住まいの方へ

■市内の施設の申込み

新年度4月1日入園については、表紙に記載のとおり、一斉受付を行います。

※締切日後に出産予定で、生後57日目からの保育施設を希望する方も同じ受付期間です。また、年度途中の申込みについては、目次のページの各月の申込受付期間内にお申込みください

■市外の施設の申込み

申込み希望保育施設の所在する自治体（以下「相手自治体」という。）へ、「必要な書類」「提出期限」「申込方法」を確認してください。

・入所希望日の前日までに相手自治体へ転入予定の方

相手自治体の指示に従い申込みを行ってください。

狛江市を経由してのお申込みを指定された場合は、申込期日の1週間前には、相手自治体が指定する書類を狛江市へご提出ください。

・狛江市から転出予定がない、または入所希望日以降に相手自治体へ転入予定の方

狛江市から相手自治体に対し申込みを行いますので、申込期日の1週間前には、相手自治体が指定する書類を狛江市へご提出ください。

はじめに：市外にお住まいの方へ

■狛江市へ転入予定がない、または入所希望日以降に狛江市へ転入予定の方

狛江市が指定する様式を、申込日現在で住民票がある自治体へご提出ください。

※申込期間内に、住民票がある自治体から狛江市へ書類の提出が間に合うようご提出いただく必要がありますので、期間に余裕をもって書類をご用意ください。

※この転入予定の条件に当たる方の内、新年度において0～3歳児クラスの方は、新年度4月1日付けの申込みは受付できません。5月1日付け以降の毎月の申込は受付可能です。

■入所希望日までに狛江市へ転入予定の方

「市内にお住まいの方へ」の内、「■市内の施設の申込み」と同じようにお申込みください。

※狛江市へ転入予定でお申し込みされた方は、狛江市へ転入後すみやかに、狛江市役所3階の児童育成課へお越しいただき、「令和7年度用 保育所等入園申込記載事項変更届」をご提出ください。

(O) 仮申請※新年度（4月入所のみ。全員必須。）

【受付期間】

4月1日付け入所申込み：令和6年10月15日（火）～11月22日（金）

【以下の期間システムメンテナンス予定のためシステムの利用を停止します】

令和6年10月29日（火）22:00～10月30日（水）5:00



専用フォームにて仮申請番号を取得

◀ 仮申請完了後、送信完了メールが登録いただいたメールアドレスに届きますので、そちらに記載の「仮申請番号」を本申請で使用してください。

※児童ひとりにつき1仮申請が必要です。2人分申込みの場合は、2回仮申請してください。

※専用フォームのURLはこまえ子育てねっとも記載しています。

送信完了後、自動で仮申請いただいた内容をメール通知します。本申請の際に使用する仮申請番号を発行しますので、必ず控えておいてください。

仮申請番号はアルファベット2文字と数字8桁で構成されます。

仮申請番号

アルファベット2文字

A B 1 2 3 4 5 6 7 8

数字8桁

- 仮申請番号は本申請が済むと受理番号として取り扱いますので大切に保管してください。
- 申込期限までに申込児童が出生していない場合、申込児童の氏名欄は「氏+出産予定」と記してください。例：「氏名：粕江 出産予定（カナ：コマエ シュッサンヨテイ）」

△注意事項△

仮申請はあくまでも番号を配信するためのものです。以下に記載の本申請まで完了しない場合、令和7年4月1日の入園・転園対象とはなりません。本申請されない場合は、仮申請を行っていても未申請扱いとなります。また、仮申請をされずに申請書類を提出された場合も未申請扱いとなります。パソコンまたはスマートフォンをお持ちでない方は、ご相談ください。



(1) 本申請・申込み

【受付期間】

□4月1日付け入所申込み：令和6年10月28日（月）～11月22日（金）

□5月1日付け入所以降申込み：「目次」下部の表を参照してください。

窓口申請

窓口申請（受付）は、申込受付期間の土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時までです。4月1日付けの入所申込の受付期間は、しおりの表紙に、5月1日付以降の各月の入所受付期間はしおりの目次にそれぞれ記載しています。

4月1日付け入所申込受付期間に限り、臨時窓口として夜間窓口と日曜窓口を行います。臨時窓口の日付はしおり表紙をご確認ください。

また、狛江市では窓口手続きについて、混雑状況をリアルタイムでご確認いただけるサービスを導入しています。詳細はQRコードから狛江市HPをご覧ください。



郵送申請

郵送申請（受付）は、令和7年4月1日付入所申込の場合、11月22日（金）の消印有効です。以下の点にご注意ください。

- ①必ず特定記録郵便を使用してください。
- ②郵送料はご自身で負担してください。
- ③しおりの表紙をめくったページにございます、「郵送申請用の宛名」を封筒に貼付してください。

令和7年5月1日付入所以降の申込の場合、各月申込受付期間終了日の必着です。上述の注意点の①②にご注意ください。申込受付期間は、目次をご確認ください。

電子申請（令和7年4月1日付入所に限る。）

※取扱に変更が生じた場合、こまえ子育てねっとでお知らせします。

令和7年4月1日付入所の電子申請（受付）は、日本標準時刻2024年11月22日（金）23時59分までにアップロードが完了したものまでを有効申請として受付いたします。

申込受付期間の後半、特に締切日は電子申請受付サイトが混雑し、アップロードに時間を要しますので、必ず日・時間に余裕を持たせた上で電子申請してください。

【電子申請プラットフォーム（LoGoフォーム）】

ご自宅のパソコンや、スマートフォンからご利用いただくことが可能です。推奨環境等については、こまえ子育てねっとに掲載いたします。

【添付資料について】

LoGoフォーム上で電子申請を進めると、添付資料（データ形式はPDFのみ可とします）を求める設問が表示されます。予め資料一式をご用意いただいてから、電子申請を開始してください。（あらかじめ資料を揃えてからフォーム入力するようにしてください。）
添付資料の事前準備方法等のガイド資料は、こまえ子育てねっとに掲載いたします。

【以下の期間システムメンテナンス予定のためシステムの利用を停止します】

令和6年10月29日（火）22:00～10月30日（水）5:00

保育園申込に係る資料や、電子申請用フォームへは、
Q「こまえ子育てねっと」キーワードから探す>幼稚園・
保育園・保育サービス>令和7年4月認可保育所等入所
申込受付のご案内
よりアクセスしてください。

【電子申請 QR コード】



4月1日付け入所の本申請をした全ての方へ

▶▶ **新年度4月1日付け入園申込受付期間内の本申請済みの内容の変更について**

本申請後、「希望保育園を追加（削除）する」「希望保育園の順位を変更する」「添付資料を追加する」「令和7年度入所の審査に関する同意書の取下」等、既に提出した申請内容の変更を希望する場合は、申込受付期間内に限り・窓口においてのみ、内容変更を承ります。来庁者（保護者に限る）の身分証明書をご持参のうえ、窓口でお手続きください。※電話では受付しかねます。

▶▶ **受け付けた申込書に不備などがあった場合**

不備事項を記した書類を申請書に記載の住所地へ送付いたします。個別に指定した期日までに必要書類等の再提出をお願いいたします。

※軽微な不備の場合は、お電話で対応する場合があります。

※申込時点で粕江市外にお住いの方で、申請時点の居住自治体を經由してお申し込みの方は、原則、居住自治体を經由して不備の連絡をいたします。

▶▶ **新年度4月1日付け入園申込受付終了後に変更可能な手続きについて**

（重要）下表に掲げること以外、「利用調整」に影響する変更は認められません。

<手続きの期限>

令和6年12月20日（郵送の場合は必着）

<提出先>

粕江市役所3階 子ども家庭部児童育成課保育・幼稚園担当

■新規入園申込みの取下げ
来庁者（保護者に限る）の身分証明書をご持参のうえ、窓口でお手続きください。
■転園申込みの取下げ
来庁者（保護者に限る）の身分証明書をご持参のうえ、窓口でお手続きください。
■希望園の一部削除（※希望園の追加や順番の入れ替えは認めません。）
「令和7年度用 保育所等入園申込記載事項変更届」をご提出ください。（郵送可）
■『令和7年度入所の審査に関する同意書』の追加提出（※取下げは認めません。）
当該様式をご提出ください。（※上記期限必着で郵送可）

（2）利用調整会議

保育所等利用調整基準指数表及び調整指数表により（36～39ページ）、申込みのあったお子さんの家庭状況等の実情を踏まえて利用調整のための指数を決定します。その利用調整指数の高い世帯から順に調整し、希望施設に空きがあった場合に内定となります。

家庭状況等に変更があった場合は、利用調整にも影響がありますので、変更があり次第早急に、必ず届け出てください。

(3) 結果通知

下記のとおり、お知らせします。

市外にお住まいの方は、お住まいの自治体（申込受付をした自治体）から結果が届きます。

内定	入園保留
<p><新年度> 内定通知書を発送します。 ※内定となった場合は、繰り上げ利用調整の対象外となります。</p> <p><年度途中> 利用調整会議当日に電話連絡のうえ、内定通知書を発送します。</p>	<p>初回のみ、保育所等入所保留通知書を発送します（以降必要な場合はご相談ください。） 申込書の有効期限は令和8年3月1日付け入園利用調整分までです。その間に希望施設に欠員が出た場合は、利用調整の対象となります。令和8年度の申込みは別途必要です。</p>

子ども・子育て支援新制度における保育の必要性の認定・認定証の交付は内定・入所保留通知書と同時期に発送します。

令和7年度入所申込後に、令和6年度入所の内定が出て、かつ内定を受ける場合、令和7年度の申込自体が無効となります。新規申込み及び転園申請で入園した園から更なる転園を希望される場合は、入所申請期間内に再度、お申込みが必要です。

(4) 健康診断・面接

健康診断及び面接を行い、集団保育が可能と認められたときに入園決定となります。

(5) 入園

入園当初は、約7～14日間程度の慣らし保育期間があります。慣らし保育は、短時間の保育生活から徐々に時間を伸ばして、お子さんが無理なく保育施設での生活に入れるようにするものです。お子さんの状況でこの期間が延びる場合があります。復職日は、慣らし保育期間を考慮してご検討ください。また、施設によって各家庭で用意・持参するものがあります。

入園後に必要となる書類

- (1) 令和7年度市区町村民税課税証明書又は非課税証明書 ※年度にご注意ください。
令和7年1月1日時点で狛江市に住民票のない方が対象です。
両親分必要です。令和7年7月中旬頃に提出していただく予定です。
※利用者負担額（保育料）等の算定のため、同居の祖父母の市区町村民税課税証明書が必要になる場合があります。
- (2) 復職証明書・・・育児休業期間中に入園となった場合は必要です。（4月に入所内定した方には、3月頃に用紙をお送りします。）
- (3) 就労証明書・・・求職期間中及び就労内定期間中に入園となった場合は必要です。

4 保育の実施期間

保育の実施期間は、小学校就学始期までの間で必要な期間となります。ただし、以下の場合は実施期間が異なります（期間が限定されます）。

引き続き継続通園を希望される方は、就労証明書等を提出していただく必要があります。

- (1) 求 職 中 の 方・・・保育実施開始日から2か月以内
- (2) 母 親 の 出 産・・・出産予定月及びその前後2か月の5か月以内
- (3) 就 労 内 定 の 方・・・保育実施開始日から1か月以内

5 保育時間

保育施設は月曜日から土曜日まで（一部、金曜日まで）開所しています（日曜日・祝日・年末年始はお休みです）。保育施設の開園時間及び年齢ごとの保育時間は、保育施設により異なります。詳しくは下表をご覧ください。お子さんの保育時間は、保護者の通勤時間等の事情を考慮して開園時間の範囲内で決められますので、入園後に施設長にご相談ください。

また、お子さんが無理なく保育施設での生活に入れるようにする慣らし保育があります。詳しくは 15 ページをご覧ください。

保育園等名	保 育 時 間						
	市立保育園 (4園共通)	7:15~ 8:00	8:00~ 8:30	8:30~17:00	17:00~ 17:30	17:30~ 18:15	18:15~19:15 (延長保育)
	満1歳から 利用可	満10か月 から利用可	全園児利用可	満10か月 から利用可	満1歳から 利用可	満1歳3か月の翌月1日 から利用可	
多摩川保育園	7:00~18:00					18:00~19:00 ※土曜日は18:00~18:30 (延長保育)	
	全園児利用可					満10か月から利用可	
狛江保育園	7:30~8:30	8:30~17:00	17:00~18:30	/			
	満1歳から利用可	全園児利用可	満1歳から利用可				
狛江子どもの家	7:00~18:00					18:00~19:00	
	全園児利用可					満1歳の翌月1日から利用可	
虹のひかり保育園	7:15~18:15					18:15~20:15 (延長保育) ※土曜日は18:15~19:15	
	全園児利用可					満1歳の翌月1日から利用可	
ぎんぎょう保育園	7:15~18:15					18:15~ 19:15 (延長保育)	19:15~ 20:15 ※土曜日なし (延長保育)
	全園児利用可					全園児 利用可	1歳児クラスか ら利用可
東野川保育園 みんなの家	7:00~18:00					18:00~21:00 (延長保育)	
	全園児利用可					満1歳の翌月1日から利用可	
ハネッセ狛江南 保育園	7:00~18:00					18:00~20:00 (延長保育)	
	全園児利用可					満1歳の翌月1日から利用可	

保育園等名	保 育 時 間		
めぐみの森保育園	7：15～18：15		18：15～20：15 ※土曜日は18：15～19：15 (延長保育)
	全園児利用可		満1歳の翌月1日から利用可
いずみ保育園	7：00～18：00		18：00～20：00 (延長保育)
	全園児利用可		満1歳3か月の 翌月1日から利用可
グローバルキッズ 狛江園	7：00～18：00		18：01～20：00 (延長保育)
	全園児利用可		全園児利用可
アスク岩戸北 保育園	7：15～18：15		18：15～20：15 (延長保育)
	全園児利用可		全園児利用可
狛江ちとせ保育園	7：00～18：00		18：00～20：00 (延長保育)
	全園児利用可		満1歳の翌月1日から利用可 ※土曜日なし
駒井町 みんなの家	7：00～7：30 (延長保育)	7：30～18：30	18：30～20：30 (延長保育)
	満1歳の翌月1日から利用可	全園児利用可	満1歳の翌月1日から利用可
いずみの森 保育園	7：00～18：00		18：00～20：00 (延長保育)
	全園児利用可		全園児利用可
木下の保育園 元和泉	7：00～18：00		18：00～20：00 (延長保育)
	全園児利用可		※土曜日なし 1歳児クラスから利用可
木下の保育園 岩戸北	7：00～18：00		18：00～20：00 (延長保育)
	全園児利用可		※土曜日なし 1歳児クラス以上かつ 満1歳3か月から利用可
パイオニアキッズ 西野川園	7：00～18：00		18：00～20：00 (延長保育)
	全園児利用可 (短時間利用児 (幼稚園部分) 9：00～14：00)		※土曜日なし 全園児利用可
さつき家庭保育室	8：00～18：00		
	全園児利用可		
一の橋 赤ちゃんの家	7：00～7：30 (延長保育)	7：30～18：30	18：30～20：30 (延長保育)
	満1歳の翌月1日から利用可	全園児利用可	満1歳の翌月1日から利用可

保育園等名	保 育 時 間	
フレンドキッズ ランドこまえ	7:00~18:00	18:00~19:00 (延長保育)
	全園児利用可	※土曜日なし
狛江すずらん 保育園	7:00~18:00	18:00~19:00 (延長保育)
	全園児利用可	満1歳の翌月1日から利用可
ヤクルト狛江 あいあい保育園	7:30~18:30	
	全園児利用可	

6 延長保育

通常の開園時間までにお迎えが間に合わない世帯を対象に、1～3時間の延長保育を実施している施設があります。延長保育の実施施設と詳細は下記のとおりです。

※延長保育は定員制のため、希望しても利用できない場合がありますのでご了承ください。

(1) 申込み手続きについて

延長保育を希望する場合は、入園とは別に各保育施設で申込みが必要です。
申込みに必要な申請書は、各保育施設にあります。

(2) 延長保育料について

延長保育の利用には、通常の利用者負担額とは別に延長保育料がかかります。
延長保育料は幼児教育・保育の無償化の対象外です。別途お支払が必要です。
なお、市区町村民税非課税世帯の場合は免除又は一部免除制度があります。

(3) 実施施設の詳細

下の表にある「補食」はおにぎり程度を表していますが、具体的な献立など食事に関する内容は、直接施設にご確認ください。

市立保育園（4園）

18：15～19：15（満1歳3か月の翌月1日から）

延長保育料は3,000円/月、スポット延長保育料は500円/日です。

多摩川保育園

18：00～19：00（満10か月から） ※土曜日は18：00～18：30

延長保育料は3,500円/月、スポット延長保育料は700円/日です。

狛江子どもの家

18：00～19：00（満1歳の翌月1日から）

延長保育料は3,500円/月、スポット延長保育料は150円/15分です。

※閉園時間を過ぎた場合には、遅延時間により1,000円～2,500円がかかります。

虹のひかり保育園

18：15～20：15（満1歳の翌月1日から） ※土曜日は18：15～19：15

区分	18：15～19：15（1時間）	18：15～20：15（2時間）
延長保育料	3,000円/月（500円/日）	6,000円/月（1,000円/日）
食事代	なし（おやつ程度提供）	100円/1食（補食）

※閉園時間を過ぎた場合には、遅延時間により1,000円～2,500円がかかります。

ぎんきょう保育園

18：15～20：15（0歳児クラスは19：15まで）※土曜日は全クラス19：15まで

区分	18：15～19：15（1時間）	18：15～20：15（2時間）
延長保育料	2,000円/月（300円/日）	4,000円/月（600円/日）
食事代	1,500円/月（200円/日）（補食）	6,000円/月（650円/日）（夕食）

東野川保育園みんなの家

18：00～21：00（満1歳の翌月1日から利用可）

区分	18：00～19：00（1時間）	18：00～20：00（2時間）	18：00～21：00（3時間）
延長保育料	2,500円/月（500円/日）	4,500円/月（1,000円/日）	6,000円/月（1,500円/日）
食事代	なし	3,000円/月（150円/日）（補食） 6,000円/月（300円/日）（夕食）	

ベネッセ狛江南保育園

18：00～20：00（満1歳の翌月1日から）

区分	18：00～19：00（1時間）	18：00～20：00（2時間）
延長保育料	3,500円/月（350円/日）	7,000円/月（700円/日）
食事代	なし（補食提供）	200円/1食（夕食）

※閉園時間を過ぎた場合には、30分毎に一人1,000円がかかります。

めぐみの森保育園

18：15～20：15（満1歳の翌月1日から）※土曜日は18：15～19：15

区分	18：15～19：15（1時間）	18：15～20：15（2時間）
延長保育料	3,000円/月（500円/日）	6,000円/月（1,000円/日）
食事代	なし（おやつ程度提供）	100円/1食（補食）

※閉園時間を過ぎた場合には、遅延時間により1,000円～2,500円がかかります。

いずみ保育園

18：00～20：00（満1歳3か月の翌月1日から）

区分	18：00～19：00（1時間）	18：00～20：00（2時間）
延長保育料	3,000円/月（500円/日）	6,000円/月（1,000円/日）
食事代	なし（おやつ程度提供）	100円/1食（補食）

※閉園時間を過ぎた場合には、30分毎に一人1,000円がかかります。

グローバルキッズ狛江園

18:01~20:00 (全年齢)

区分	18:01~19:00 (1時間)	18:01~20:00 (2時間)
延長保育料	2,500円/月 (補食含む) (10分あたり100円)	5,000円/月 (補食含む) (10分あたり100円)
食事代	(夕食) 4,000円/月 (300円/日) (補食) 200円/日	

アスク岩戸北保育園

18:15~20:15 (全年齢)

区分	18:15~19:15 (1時間)	18:15~20:15 (2時間)
延長保育料	3,500円/月 (350円/日)	6,000円/月 (600円/日)
食事代	夕食: 400円/1食 (補食は延長料金に含む)	

狛江ちとせ保育園

18:00~20:00 (満1歳の翌月1日から) ※土曜日は延長保育を行いません。

区分	18:00~19:00 (1時間)	18:00~20:00 (2時間)
延長保育料	3,000円/月 (600円/日)	6,000円/月 (1,200円/日)
食事代	なし (補食提供)	220円/日 (夕食)

※閉園時間を過ぎた場合には、一律2,500円がかかります。

駒井町みんなの家

7:00~7:30/18:30~20:30 (満1歳の翌月1日から)

区分	7:00~7:30 (30分)	18:30~19:30 (1時間)	18:30~20:30 (2時間)
延長保育料	500円/日	2,500円/月 (500円/日)	4,500円/月 (1,000円/日)
食事代	なし	なし	3,000円/月 (150円/日) (補食) 6,000円/月 (300円/日) (夕食)

いずみの森保育園

18:00~20:00 (全年齢)

区分	18:00~18:30 (30分)	18:00~19:00 (60分)	18:00~19:30 (90分)	18:00~20:00 (120分)
延長保育料	2,000円/月 (250円/日)	4,000円/月 (500円/日)	6,000円/月 (750円/日)	8,000円/月 (1,000円/日)
食事代	なし (おやつ程度提供)		3,000円/月 (夕食)	

木下の保育園 元和泉

18：00～20：00（1歳児クラスから）※土曜日は延長保育を行いません。

区分	18：00～19：00（1時間）	18：00～20：00（2時間）
延長保育料	【月極利用】15分あたり625円／月額 【スポット利用】30分500円	
食事代	なし（おやつ程度提供）	4,000円／月（300円／日）（夕食）

木下の保育園 岩戸北

18：00～20：00（1歳児クラス以上かつ満1歳3か月から利用可）

※土曜日は延長保育を行いません。

区分	18：00～19：00（1時間）	18：00～20：00（2時間）
延長保育料	【月極利用】15分あたり625円／月額 【スポット利用】10分あたり100円	
食事代	なし（おやつ程度提供）	4,000円／月（300円／日）（夕食）

パイオニアキッズ西野川園

18：00～20：00（全年齢） ※土曜日は延長保育を行いません。

区分	18：00～19：00（1時間）	18：00～20：00（2時間）
延長保育料	3,500円／月（700円／日）	10,000円／月（2,000円／日）
食事代	なし（補食提供）	なし（夕食提供）

※閉園時間を過ぎた場合には、遅延時間により10分ごとに300円がかかります。

一の橋赤ちゃんの家

7：00～7：30／18：30～20：30（満1歳の翌月1日から）

区分	7：00～7：30 （30分）	18：30～19：30 （1時間）	18：30～20：30 （2時間）
延長保育料	500円／日	2,500円／月 （500円／日）	4,500円／月 （1,000円／日）
食事代	なし	なし	3,000円／月（150円／日）（補食） 6,000円／月（300円／日）（夕食）

フレンドキッズランドこまえ

18：00～19：00 ※土曜日は延長保育を行いません。

延長保育料は3,600円／月、スポット延長保育料は600円／日です。

粕江すずらん保育園

18：00～19：00（満1歳の翌月から利用可）

延長保育料は（上限）3,600円／月、スポット延長保育料は600円／日です。

7 利用者負担額（保育料）（0～2 歳児クラス）

（1）利用者負担額の決定方法

利用者負担額は、市区町村民税所得割額により算定します。世帯の階層区分の認定は、児童の父母等の扶養義務者等の市区町村民税所得割額の合計額を、狛江市保育所利用者負担金基準額表に適用することにより行います。

短時間認定の利用者負担額は、国の基準どおり標準時間認定の98.3%の額としています。

※同居の祖父母が家計の主宰者と認められる場合、祖父母の市区町村民税所得割額により利用者負担額を算定します。

（2）多子世帯・ひとり親世帯・障がい者世帯等への軽減

①多子世帯に対する軽減

		子どもの数		
就 小 学 学 後 校	 1人目			
	 2人目	 1人目		
未 就 学 児	 3人目 無料	 2人目 無料	 1人目 全額	
		 3人目 無料	 2人目 無料	
			 3人目 無料	

保護者と同一生計の子どもを対象に年齢の高い順に数えて、**第2子以降無料**となります（令和5年10月からの東京都の制度に基づきます）。

②ひとり親・障がい者世帯等に対する軽減

市区町村民税所得割課税額が77,100円以下のひとり親・障がい者世帯等は、同一生計の子どもの年齢に関わらず、**第1子半額、第2子以降無料**となります（国の制度に基づきます）。

※「ひとり親・障がい者世帯等」とは、母子（父子）世帯又は同一生計者に障害者手帳（身体・療育・精神等）が交付されている方、特別児童扶養手当を受給している方、障害年金を受給している方がいる世帯です。

（3）利用者負担額の切り替え時期

算定基準である市区町村民税所得割額は、毎年6月ごろに新年度の金額が決定するため、次のとおり利用者負担額の切り替えを行います。また、所得割額が不明の方には、申告又は課税証明書の提出をお願いすることになります。



(4) 利用者負担額等のお支払

①認可保育園に通園される方

利用者負担額・延長保育料（市立保育園）のお支払は、原則として指定の口座から自動的に引落としとなる口座振替での市へのお支払となります（私立保育園の延長保育料は各園へのお支払となります）。手続きがお済みでない方は、次のとおり手続きをお願いします。なお、ご事情により納付書払いを希望される方は、お手数ですが、狛江市児童育成課保育・幼稚園担当へお問い合わせください。

申込み手順

◀口座振替依頼書▶

児童育成課で配布している口座振替依頼書に記入し、印鑑・通帳をお持ちになって、**ご指定いただく金融機関の本支店の窓口でお申込みください。**

※ただし、PayPay 銀行で口座自動振替を希望する場合は、お申込み方法を銀行 HP 等でご確認ください。児童育成課でお申込み受付はできません。

◀Web 口座振替受付サービス▶詳細は次ページをご覧ください。

取扱金融機関（口座振替依頼書の場合。Web 受付の対応金融機関については次頁。）

みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・埼玉りそな・きらぼし・横浜・山梨中央・PayPay 銀行の各本支店

川崎・さわやか・西武・城南・昭和・多摩信用金庫の各本支店

東京都内の農業協同組合・中央労働金庫の各本支店 ゆうちょ銀行

※狛江市役所のみずほ銀行窓口では、納付書払いはできますが口座登録はできません。

※三菱UFJ・三井住友・PayPay 銀行では、口座登録はできますが、納付書払いはできません。

※りそな・埼玉りそな・横浜銀行では、口座登録はできますが、令和7年4月1日から、納付書払いはできません。

※三井住友信託銀行では、口座登録及び納付書払いはできません。

口座振替開始月

申込手続きは、金融機関から申込書の市役所控えが市役所児童育成課に届いた時点で完了となります。金融機関によっては手続き完了までに3週間～1か月かかる場合がありますのでお早めに手続きをお願いいたします。口座振替処理が間に合わない場合は、後日ご自宅あてに納付書をお送りいたしますので、金融機関等窓口でお支払ください。

口座振替日

振替日（納期限）は、各月の末日（市立保育園のスポット延長保育料は利用月の翌月末日）です。なお、12月のみ25日となりますので、ご注意ください。振替日が金融機関の休日の場合は翌営業日になります。

②認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業に通園される方

利用者負担額・延長保育料は施設が指定する方法で、施設にお支払いいただきます。詳細は各施設にご確認ください。

利用者負担額や給食費のお支払は、口座振替をご利用ください。

Web 口座振替受付サービスについて

Web 口座振替受付サービスは、パソコン・スマートフォン等からインターネットを利用して、保育料の納付にかかる口座振替（自動払込）の申込み手続きができるサービスです。市役所や金融機関の窓口に出向く必要がなく、「口座振替依頼書」のご記入や届出印なども不要です。



お手続き詳細は左の QR コードからこまえ子育てねっとをご覧ください。

お手続き可能な金融機関

- ・みずほ銀行、三井住友銀行、きらぼし銀行、ゆうちょ銀行

申し込みに必要なもの

- ・保育所等利用結果通知書（入所する予定の施設が公立か私立かどうかをご確認ください。）
- ・上記金融機関の支店名・口座番号などが確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）
- ・納付義務者・口座名義人情報（電話番号、メールアドレス等）が確認できるもの
- ・各金融機関によって、申込みの際に必要な情報（暗証番号、通帳記載の最終取引残高、口座名義人の生年月日等）が異なります。

サービス利用可能時間や各金融機関の利用対象者など詳細については上記 QR コードより市 HP をご覧ください。

お手続きの流れ

1

基本情報入力



口座名義人もしくは納税者・納付義務者の氏名やメールアドレスの入力をします。

2

税・料金情報入力



口座振替・自動払込を申し込む税・料金の情報を入力します。

3

メール受信



入力したメールアドレスに口座情報入力サイトの URL とパスワードのメールが2週届きます。

4

口座情報入力



サイトにログイン後、口座情報を入力いただけます。

金融機関へ
遷移

5

登録完了



正常に完了しましたら、登録完了メールをご登録いただいたメールアドレスに届きます。

(5) 利用者負担額の減免制度

利用者負担額の納入が困難となった場合（①～⑧に該当）には、減免の制度があります。詳しくはお問い合わせください。

- ① 世帯の収入額が生活保護法による生活保護基準に満たなくなったとき。
- ② 地方税法第 15 条又は狛江市税条例等において、市町村民税の徴収を猶予されたとき又は納期限を延長されたとき。
- ③ 地方税法第 323 条の規定により、市町村民税が均等割以下に減額されたとき。
- ④ 前年の所得金額の 10 分の 1 を超える額の被害を被る災害を受けたとき。
- ⑤ 前年の所得金額の 100 分の 5 又は所得税法に定める最高限度額を超える医療費（保険金等により補填される金額を除く）を支出したとき。
- ⑥ 稼働能力のない世帯員の増加（育児休業等）による利用者負担額の納入困難又は主たる稼働者の失業により世帯を分離したとき。
- ⑦ 婚姻歴のないひとり親家庭等であるとき。
- ⑧ 世帯の直近 3 か月の平均収入月額（賞与等を除く）が前年の平均収入月額（賞与等を除く）の 8 割に満たないと認められたとき。

(6) 利用者負担額等の滞納処分

過去 5 年以内に申込児の兄弟姉妹の利用者負担額等の滞納がある場合は、滞納分を清算していただいてからの新規入園となります。なお、市外保育施設の滞納分も対象となります。清算の方法等につきましてはご相談ください。

入園後に利用者負担額等を滞納すると、保育施設を通じて直接通知することがあります。また、自宅及び勤務先への電話や給与差押え等の滞納処分を行うことがあります。

(7) その他注意事項

毎月 1 日に保育施設に在籍している場合は、その月分の利用者負担額をお支払いいただきます（利用者負担額は日割り計算いたしませんので、月の途中で退園しても 1 か月分の利用者負担額をお支払いいただきます。休園される場合も利用者負担額をお支払いいただきます）。

令和 6 年度及び令和 7 年度の市区町村民税額の修正や更正をされた場合は、必ず変更後の市区町村民税額が分かる書類の写しを提出してください。利用者負担額が変更になる場合があります。

狛江市保育所利用者負担金基準額表（3号認定）

（単位：円）

		標準時間利用者負担基準額（月額）	短時間利用者負担基準額（月額）
階層区分	定義	2歳児以下	2歳児以下
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0	0
B	市区町村民税非課税世帯	0	0
C1	市区町村民税均等割のみの世帯	3,200 (1,600)	3,100 (1,550)
C2	市区町村民税所得割10,000円未満の世帯	3,900 (1,950)	3,800 (1,900)
C3	市区町村民税所得割10,000円以上48,000円未満の世帯	4,700 (2,350)	4,600 (2,300)
D1	市区町村民税所得割48,000円以上51,000円未満の世帯	6,600 (3,300)	6,400 (3,200)
D2	市区町村民税所得割51,000円以上59,000円未満の世帯	8,200 (4,100)	8,000 (4,000)
D3	市区町村民税所得割59,000円以上68,000円未満の世帯	10,400 (5,200)	10,200 (5,100)
D4	市区町村民税所得割68,000円以上81,000円未満の世帯	12,800 (6,400)	12,500 (6,250)
D5	市区町村民税所得割81,000円以上95,000円未満の世帯	14,000	13,700
D6	市区町村民税所得割95,000円以上105,000円未満の世帯	17,000	16,700
D7	市区町村民税所得割105,000円以上120,000円未満の世帯	18,800	18,400
D8	市区町村民税所得割120,000円以上135,000円未満の世帯	22,800	22,400
D9	市区町村民税所得割135,000円以上150,000円未満の世帯	28,600	28,100
D10	市区町村民税所得割150,000円以上170,000円未満の世帯	33,000	32,400
D11	市区町村民税所得割170,000円以上190,000円未満の世帯	36,500	35,800
D12	市区町村民税所得割190,000円以上210,000円未満の世帯	39,000	38,300
D13	市区町村民税所得割210,000円以上230,000円未満の世帯	41,300	40,500
D14	市区町村民税所得割230,000円以上250,000円未満の世帯	43,400	42,600
D15	市区町村民税所得割250,000円以上270,000円未満の世帯	45,400	44,600
D16	市区町村民税所得割270,000円以上290,000円未満の世帯	47,200	46,300
D17	市区町村民税所得割290,000円以上310,000円未満の世帯	49,200	48,300
D18	市区町村民税所得割310,000円以上350,000円未満の世帯	50,800	49,900
D19	市区町村民税所得割350,000円以上390,000円未満の世帯	52,400	51,500
D20	市区町村民税所得割390,000円以上430,000円未満の世帯	54,000	53,000
D21	市区町村民税所得割430,000円以上470,000円未満の世帯	55,600	54,600
D22	市区町村民税所得割470,000円以上510,000円未満の世帯	57,600	56,600
D23	市区町村民税所得割510,000円以上の世帯	59,600	58,500

①表中の市区町村民税額は配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・寄付金控除を適用する前の税額です。

②令和7年4月～8月は令和6年度、令和7年9月～令和8年3月分は令和7年度の市区町村民税を算定に使用します。

③令和6年度の市区町村民税は、算定時に定額減税適用後の税額を用います。

④表中（）内の額は、市区町村民税所得割額が77,100円以下のひとり親・障がい者世帯等に対し、国制度に基づき軽減（第1子半額）が施された場合の金額です。

8 認可保育施設の幼児教育・保育の無償化【国による制度】

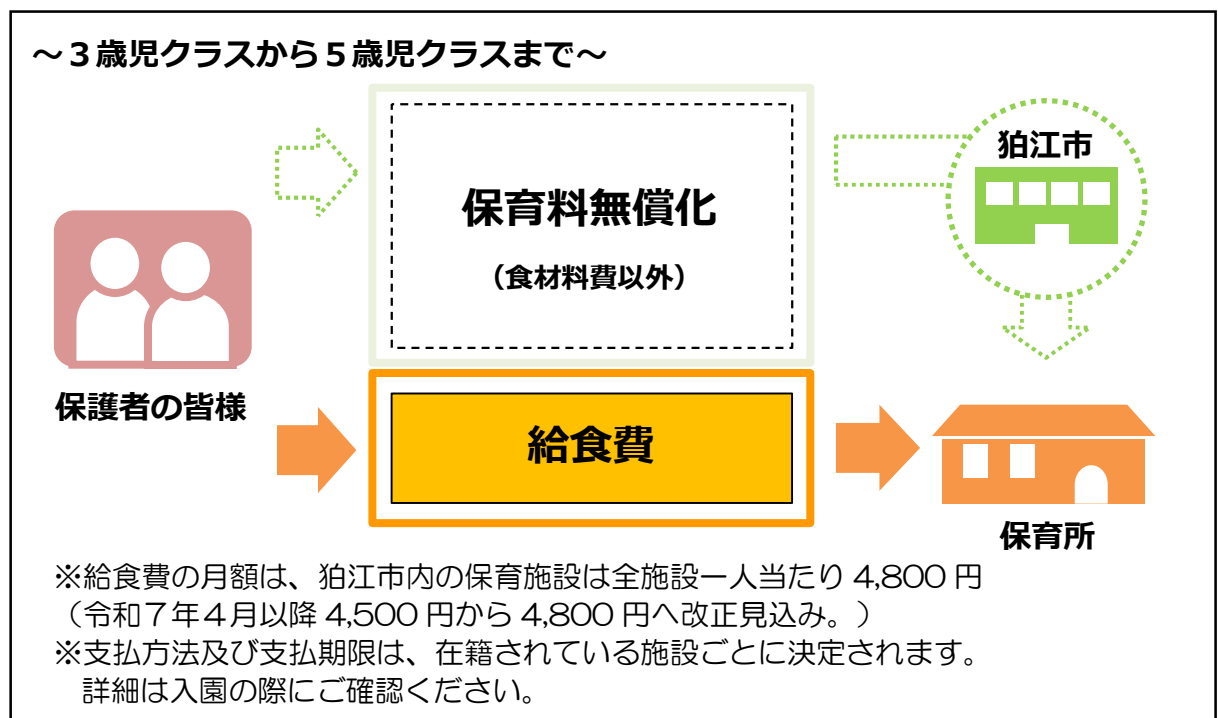
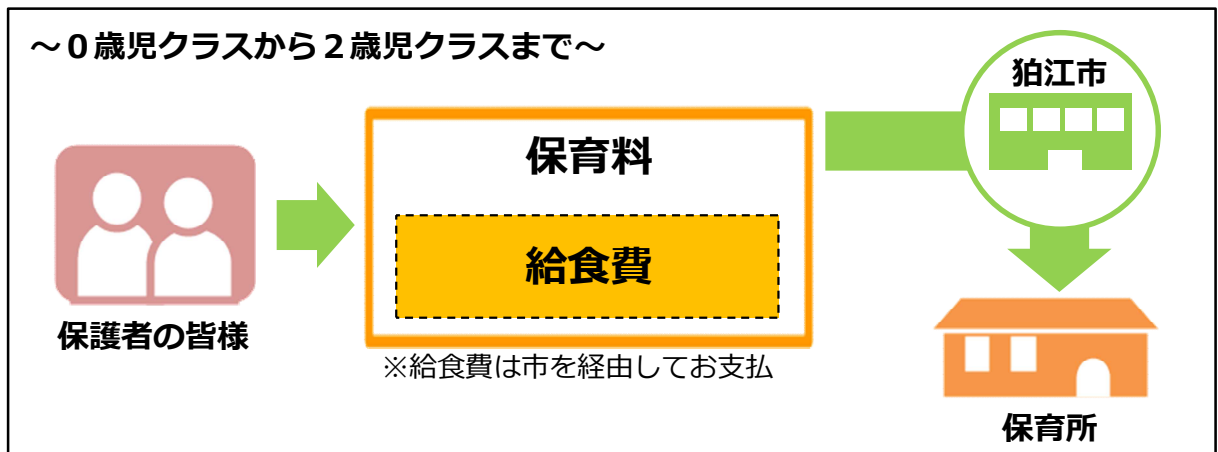
(1) 利用者負担額の無償化

国による幼児教育・保育の無償化に伴い、以下の対象者の利用者負担額は無償となります。

- ① 3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子ども
 - ② 0歳児クラスから2歳児クラスまでの市区町村民税非課税世帯の子ども
- ただし、給食費や行事費、延長保育料等はお支払いただきます。

(2) 給食費

給食費は利用者負担額の一部として保護者の皆様に負担していただいておりますが、3歳児クラスから5歳児クラスまでは利用者負担額が無償となるため、給食費のみお支払していただく必要があります。



給食費の免除

①国制度による免除

以下のいずれかに該当する方は国制度により免除となります。対象の方には、狛江市から通知をお送りします。

(1) 世帯年収 360 万円未満程度の世帯（市区町村民税所得割課税額 57,700 円未満※）

※ひとり親世帯、生活保護世帯等は 77,100 円以下

※4～8月分は前年度の、9～3月分は当該年度の市区町村民税所得割課税額により免除対象者を決定します。

(2) 保育施設等を利用する就学前の最年長を第1子と数えた場合の第3子以降

②狛江市による独自補助

狛江市の独自補助として、以下の方の給食費について補助を行います。償還払い方式による補助となりますので、対象の方も、毎月給食費を在籍の施設へお支払ください。補助金申請の手続き方法については、秋頃にご案内いたします。

(1) 子どもの年齢を問わず第3子以降（国制度による免除者を除く）

最大 4,800 円補助










(2) 就学後の子どもがおらず、就学前の最年長を第1子と数えた場合の第2子

最大 2,400 円補助

※施設で徴収される給食費が補助額未満の場合、**実費負担の範囲内の補助**となります。

※市外の保育施設の給食費については、上記と異なる場合があります。

(参考図)

		子どもの数		
就 小 学 学 後 校	 1人目			
	 2人目	 1人目		
未 就 学 児	 3人目 4,800円補助	 2人目	 1人目	
		 3人目 4,800円補助	 2人目 2,400円補助	
			 3人目 4,800円補助	

給食費に関するお願い

- ・国制度による免除の決定には、世帯の市区町村民税課税状況を確認する必要があります。年度の途中において世帯の課税状況が変更となった際は、市窓口までお申し出ください。
- ・給食費は、該当月の1日に在籍していれば、その月の休園日数等に関わらず全額をお支払いいただきます。日割り計算は行いません。
- ・土曜保育の利用の有無によって金額を変更することなく、全額をお支払いいただきます。
- ・食物アレルギーに伴う除去対応児童も、該当月の1日に在籍していれば、除去食物の多寡にかかわらず、全額をお支払いいただきます。

- ただし、以下の場合は給食費が免除となりますので、該当する場合は在籍施設へご相談ください。
 - (1) 食物アレルギーに伴い、その月の給食を一切提供せず、ご自宅からお弁当等を持参することを1か月前までに在籍施設へご相談された場合
 - (2) 月単位の休園について、その月の給食を一切提供せず、休園日の1か月前までに在籍施設へご相談された場合

9 入園後のお願い

(1) 届出について

入園後、保護者やお子さんの状況に変化が生じたときは、すみやかに児童育成課保育・幼稚園担当に届け出てください。

- ① 保育施設を辞めるとき
- ② 市外へ転出するとき（引き続き入園の実施を希望しながら市外転出する場合は、実施機関が変わりますので転出先の役所に必ず届け出てください。）
- ③ 休園するとき（休園は原則2か月まで。かつ、市が認める三つの理由（①児童の疾病又は負傷②里帰り出産③健康診断等での保育所通園停止勧告）に限り休園が認められます。）
- ④ 保護者が退職や転職したとき
- ⑤ 市内転居・氏名変更・その他出産や退職等家族状況に変化があったとき

(2) 育児休業を取得する方へ

上のお子さんの入園後に下のお子さんの育児休業を開始する場合は、出産後、1年を超える日が属する年度の翌年度の4月末までは継続して通園することができます。例えば令和7年6月1日に出産された場合は、令和8年5月31日に1年を迎えますので、令和9年の4月末まで継続して通園することができます。

◇上子在籍中（＝入園後）で、下子の育児休業を開始した時の、上子が通園できる期間

下子の誕生日	R5.4.2～R6.4.1	R6.4.2～R7.4.1	R7.4.2～R8.4.1
通園可能な期間	R7.4.30まで（R7年度）	R8.4.30まで（R8年度）	R9.4.30まで（R9年度）

出産後、1年を超える日が属する年度の翌年度に上子が5歳児クラスに進級している場合には、上記の限りではありません。

- ※1 上のお子さんの入園前に下のお子さんの育児休業を開始する場合は、入園日の翌月1日までに復職することが必要です。
- ※2 保育施設入園後に弟妹の育児休業を取得された場合は、短時間認定への切り替え申請が必要です。
- ※3 育児休業開始前までに、①子ども・子育て支援教育・保育給付認定申請書、②就労証明書、③利用者負担額減免申請書（0～2歳児クラス）をご提出ください。

こまえ子育てねっとからダウンロードすることができます。

QRコードが読取不能な場合は、インターネット上で「こまえ子育てねっと」と検索し、以下のとおり操作してください。

（ホーム＞キーワードから探す＞幼稚園・保育園・保育サービス＞保育短時間への変更申請(育児休業へ入られる方)）

【QRコード】



(3) 転園申込みについて

転園を希望する方は、転園申込書を児童育成課保育・幼稚園担当に提出してください。

なお、年度途中の転園は、利用調整において、新規の方の入園が優先になります。また、**転園が内定した場合、内定の辞退はできませんので、ご注意ください。**入園されている保育施設には、その時点で次のお子さんが内定しています。**内定を辞退して元の保育施設に戻ることはできません。**

(4) 継続審査（家庭状況報告書）について

入園後も保育が必要であることを確認するため、毎年1回保育要件を確認するための書類を提出していただきます。

また、利用者負担額等の算定のため、前年度分の市区町村民税課税非課税証明書を提出していただく場合があります。

※継続審査に必要な書類を提出しない場合や、継続審査の結果、保育の必要性が認定されない場合には、退園となる場合があります。

10 その他

(1) 障がい児統合保育について

- ・私立保育園で受け入れが可能かどうかは、お電話や事前の見学などにより、直接各園へご相談ください。
- ・公立保育園では、集団保育が可能であり障がいの程度が中程度以下の児童を対象に、障がい児統合保育を実施しています。障がいや発達等で不安のある場合は、必ず事前にご相談ください。

(2) アレルギー対応について

アレルギーの種類に応じて対応を検討させていただきますのでご相談ください。可能な限り給食対応を行っていますが、重度の食物アレルギーの場合は給食対応ができない場合があります。

(3) 医療的ケアについて

医療的ケア（導尿や吸引など）や医療行為の必要があるお子様の保育施設の利用を希望する場合、通常の申込みの前に医療的ケアの実施可否の検討を行うため、必ず予めご相談ください。

[入園申込みまでの保護者が行う手続きの大まかな流れ]

- ▽市への事前相談・入所希望園への施設見学
- ▽保育施設における医療的ケアの申込み
- ▽医療的ケア実施可否の結果確認
- ▽保育施設の入園申込み
- ▽申込結果の確認

(4) 一時預かりについて

保護者の方が、出産・病気などでお子さんを家庭で見ることができなくなったときに、一時的にお子さんをお預かりします。詳しくは、各お問い合わせ先にご連絡ください。
<実施施設（令和7年4月1日現在）>※狛江市民のみ利用可能です。

- ① 駄倉保育園：満2歳から就学前までの健康で集団保育が可能な幼児
（一時保育専用ダイヤル 090-3239-9083）
- ② 虹のひかり保育園：生後57日目から2歳未満までの健康で集団保育が可能な乳幼児
（一時保育専用ダイヤル 090-2910-7081）
- ③ めぐみの森保育園：生後57日目から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児
（一時保育専用ダイヤル 070-5088-3568）
- ④ 狛江保育園：当該年度4月1日時点で満2歳から就学前の健康で集団保育が可能な幼児（問い合わせ先 03-3480-0069）
- ⑤ いずみ保育園：生後57日目から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児
（問い合わせ先 03-3480-0598）

- ⑥東野川保育園みんなの家：生後57日目から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児
(問い合わせ先 03-3430-8778)
- ⑦粕江ちとせ保育園：生後57日目から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児
(問い合わせ先 090-6723-1029)
- ⑧多摩川保育園：生後6か月から就学前までの健康で集団保育が可能な乳幼児
(問い合わせ先 042-483-4667)
- ⑨認証保育所2園：認証保育所では、在籍児童の状況等に応じて一時保育を実施
しています。状況によって実施していない場合もありますの
で、43ページを参照のうえ各施設へ直接お問い合わせください。
- ⑩家庭福祉員宅：生後57日目から3歳未満までの健康で集団保育が可能な乳幼児
(問い合わせ先 子ども家庭支援センター 03-5438-6605)
- ⑪子ども家庭支援センターたんぼぼ
：生後6か月就学前までの健康で集団保育が可能な児童
(問い合わせ先 子ども家庭支援センター 一時預かり専用電話 03-
5761-9016)
- ※④粕江保育園、⑨認証保育所2園、⑩家庭福祉員宅、⑪子ども家庭支援センターたんぼぼ
の利用に係る資料は児童育成課にて配布しておりませんので、直接施設にお問い合わせく
ださい。

(5) 宗教食について

宗教上の理由により、食べられない食材があるお子さんについては、食べられない食材が
入った料理(メニュー)の場合は家庭より弁当を持参していただきます。

(6) 病児保育について

お子さんが風邪や下痢などで保育施設に通園できないときにお子さんをお預かりする
「粕江すこやか病児保育室」(野澤医院内)があります。詳しくは子ども若者政策課で配布
している別冊の子育てガイドブックに掲載しています。

子育てガイドブックは、こまえ子育てねっとからダウンロード 【QRコード】
することができます。

QRコードが読取不能な場合は、インターネット上で「こま
え子育てねっと」と検索し、以下のとおり操作してください。

(ホーム>子育てガイドブック)



☆粕江市立保育園電話育児相談と保育体験のご案内☆

粕江市立保育園では粕江市在住の方を対象に「電話育児相談」、「保育体験」を実施しています。
詳しくは各市立保育園へお問い合わせください。

電話育児相談 経験豊富な保育士が育児に関するご相談をお受けいたします。

保育体験 親子で保育園の体験をしませんか。1食180円で給食も体験できます。

(食物アレルギー児を除く)

保育所等利用調整基準指数表

実施 基準 番号	類型	細目	状況	基準
				指数
1	労働	外勤 在宅勤務 居宅外自営 居宅内自営	週5日以上勤務し、週40時間以上の就労を常態	20
			週5日以上勤務し、週35時間以上の就労を常態	17
			週4日以上勤務し、週30時間以上の就労を常態	14
			週4日以上勤務し、週25時間以上の就労を常態	12
			週3日以上勤務し、週20時間以上の就労を常態	10
			週3日以上勤務し、週12時間以上の就労を常態	8
2	内職	内職	週4日以上、日中週30時間以上の就労を常態	10
			週3日以上、日中週12時間以上の就労を常態	8
3	不存在	不存在	死別・離婚・行方不明・拘禁・未婚	25
		別居	離婚を前提とした別居	20
4	出産 疾病 障がい	出産	出産前後の休養のため保育に当たることができない場合	15
		入院	1月以上の入院	25
		居宅内 療養	常時病臥・感染症	25
			精神性の疾病で精神障害者保健福祉手帳3級程度以上	25
			精神性の疾病で上記以外の程度	18
			上記以外の疾病で安静を要する状態	18
		障がい	上記以外の疾病で通院加療を要する状態	15
			身体障害者手帳2級（内部・聴覚3級）以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上、愛の手帳所持、要介護1以上	25
身体障害者手帳3・4級、要支援	18			
身体障害者手帳5級以下	10			
5	介護	居宅外 介護	週5日以上、日中週30時間以上の付添い・居宅外介護	21
			週4日以上、日中週20時間以上の付添い・居宅外介護	15
			週3日以上、日中週12時間以上の付添い・居宅外介護	10
		居宅内 介護	重度心身障害者等の全介護（特別な介護及び医療行為等を要する又は著しい問題行動等のため常時目が離せず、日中全く保育に当たれない場合）	21
			常時観察（知的障がい・精神性疾患・認知症等の見守りを含む。）と介護（食事・排せつ・入浴等）を必要とする場合	15
			上記以外の場合	8
6	災害	火災等による家屋の損傷その他災害復旧のため、保育に当たることができない場合（発生から6月以内とする。）	25	
7	その他	就学等	日中、学校等への就学又は通所のために保育に当たることができない場合	※①
		求職	求職活動のため、日中外出を常態	5
		上記のほか、市長が明らかに保育を必要と認める場合	※②	

備考

- 1 保護者の状況について提出された証明書等から確認し、本表より保育所等利用調整基準指数を求める。(基準指数は、保護者それぞれ前ページのどれかひとつにしか当てはまりません。)
- 2 ※①は、外勤の基準指数を準用する。
- 3 ※②は、実施基準番号1から7までを準用する。
- 4 就労時間には、通勤時間は含まず、休憩時間は含む。
- 5 居宅外自営とは、自営であって、居宅と仕事場の住所が異なる場合をいう。
- 6 居宅内自営とは、居宅において事業に従事していることをいう。ただし、事務所が居宅であっても、就労場所が居宅外であれば居宅外自営とみなす。
- 7 内職とは、居宅内において賃仕事に従事していることをいう。賃仕事の認定は、就労形態及び収入の実績を考慮して行う。その収入が生計に占める割合が大きいときは自営と判断する。
- 8 勤務日数及び時間が変則的な場合は、1月の日数等から平均するなどして1週間当たりの日数等を求める。
- 9 離婚は、家庭裁判所において離婚調停中の場合を含む。
- 10 離婚を前提とした別居は、住民基本台帳法の規定上、児童の保護者がその配偶者と同居所となっている場合は、原則として含まない。
- 11 入院とは、1月以上入院している場合又は入院が決定している場合をいう。ただし、1月未満でも、他に児童を保育する手段のない場合を含む。
- 12 精神性の疾病とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療が適用される程度の症状の場合をいう。
- 13 常時病臥(が)とは、現に常時病床に伏しており、将来もおおむね1月以上その状態が継続することが明らかな場合をいう。
- 14 感染症とは、医師が隔離を必要と認めた疾患をいう。
- 15 安静を要するとは、医師等がおおむね1月以上の自宅療養を認めた場合をいう。
- 16 通院加療を要するとは、医師等がおおむね1月以上の通院加療及びそれによる日常生活又は社会活動上の制限が必要と認めた場合をいう。
- 17 要介護1以上及び要支援とは、介護保険法に基づく要介護等認定でそれぞれ認定されていることをいう。認定期間が過ぎているものは含まない。
- 18 居宅外介護とは、入院の付添い(完全看護の場合、医師の指示等により特別に必要な場合等)及び通院、施設等への通所の付添い又は同居家族以外の者の介護に1日4時間、週3日以上あたっている場合をいう。ただし、付添い又は介護に対し報酬を得ている場合を除く。
- 19 居宅内介護とは、自宅において同居する家族に対して、主たる介護者として日中ほぼ常時介護を行う場合をいう。ただし、介護に対し報酬を得ている場合を除く。
- 20 学校等とは、学校教育法に定める学校、国、東京都若しくは市町村が設置する職業訓練施設又はこれに準ずる技能施設及び就労若しくは事業開始に必要な資格又は技能の習得のための専門学校とする。
- 21 前各項に定めるほか、保育の実施基準の解釈については、利用調整会議において審議する。

調整指数表

調整指数番号	条件	詳細	調整指数
1	父母がいない場合又はひとり親世帯で保育を行える同居親族等がない場合	生活保護世帯	20
2		市民税非課税世帯	18
3		上記以外の場合	15
4	ひとり親世帯で保育を行える同居親族等がいる場合		10
5	生活保護世帯（ひとり親世帯を除く。）		13
6	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合		2
7	同居親族等（20歳以上65歳未満）が無職で、補完的に保育を行える場合（ひとり親世帯を除く。）		-3
8	該当する実施基準番号に応じた理由により、保護者のいずれかが入所希望日時点において単身赴任又は別居している場合（離婚を前提とするもの、家庭内暴力等による別居は除く。）		2
9	市外からの転入（予定）者で、遠距離のため申込児が前住所地の認可保育所、認定こども園（幼稚園枠除く。）又は地域型保育事業施設に通所が困難になった場合		2
10	既に託児を開始している者（育児休業取得中、求職中及び復職予定を除き、託児時間等が週3日以上週12時間以上の場合に限る。）	申込児を認可外保育施設（家庭的保育事業を行う施設を含む。）、一時保育（幼稚園除く。）又はベビーシッター等（東京都等に届け出て運営している施設等に限る。）に有償で託児を開始している場合	3
11		申込児が幼稚園に在園している場合	1
12	調整指数番号9から11まで又は22のいずれかに該当し、廃園・認可移行等の施設の状況の変更により、施設への継続通所が不可能になる場合（退園する月の翌月以降の入所について適用する。）		1
13	申込児が中程度以下の障がいがあり、身体障害者手帳又は療育手帳を有している場合		3
14	申込児が入所希望日時点において未就学児の兄弟姉妹と同じ保育所等を希望する場合		4
15	申込児が調整指数番号10に該当し、入所希望日時点において未就学児の兄弟姉妹と同じ保育所等を希望する場合		1
16	入所の申込時に利用者負担額等の滞納がある場合		-5
17	保護者が疾病又は障がい（実施基準番号1、2、5、6又は7（求職を除く。）に適用する。）を有する場合	身体障害者手帳4級以上、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳所持者又は要介護認定（要支援を含む。）を受けている場合	4
18		東京都が指定する難病又は精神性の疾患である場合	4
19		身体障害者手帳5級以下所持者又は上記以外の通院加療中の疾患があり、保育に著しく負担がかかる場合	2
20	実施基準番号1、2、5又は7がそれぞれ重複しており、就労、介護、就学又は求職の時間が制限されている場合（実施基準番号1及び2は重複とみなさない。）		3
21	保育士資格を有しており、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設又は企業主導型保育事業にて、保育士として従事している場合（実施基準番号1に該当し、かつ、新規入所申請の場合に限る。）		2
22	申込児が調整指数番号10及び21に該当する場合		3
23	就労内定者（入所日の翌月1日までに就業を開始する場合に限る。）		-1
24	就学中の者（実施基準番号7に該当する場合に限る。）		-2
25	入所内定を辞退した者		-3

備考

- 調整指数は、事実を確認するために必要な書類が提出されない場合、適用しないことがある。
- 上記以外に児童福祉の観点から特に緊急度が高いと判断した場合は、調整を行う。
- 調整指数番号1から16まで、21、22及び25に該当する場合は、世帯の利用調整基準指数を増減させる。
- 調整指数番号17から20まで、23及び24までに該当する場合は、保護者の利用調整基準指数を増減させる。
- 調整指数番号1から5までに該当する場合は、いずれかの調整指数を適用する。
- 調整指数番号10から12までは、各入所申込受付期間の終了日までに該当した場合において、当該入所希望日の調整指数として適用する。
- 調整指数番号9又は11に該当する場合で14に該当するときは、14を適用する。
- 調整指数番号10に該当する場合は、14を適用しない。

- 調整指数番号 10 の一時保育又はベビーシッター等に託児を開始している者のうち、1 か月未満の短期的な利用者については、入所申込日の1 か月以上前から利用している場合にのみ適用する。
- 調整指数番号 17 から 19 までに該当する場合は、それぞれにおいていずれかの調整指数を適用する。

以下、保護者が保育士として従事している場合の備考

- 調整指数番号 21 に該当する見込みであっても、入所日時点で加算要件を満たさなかった場合は、入所を取り消す。
- 調整指数番号 21 に該当し、かつ各入所申込受付期間の終了日までに就労内定の状態である場合は、23 を適用する。
- 調整指数番号 10 及び 21 に該当する場合は、22 を適用する。ただし 10、15 及び 21 に該当する場合は全ての指数を適用する。
- 調整指数番号 14 及び 21 に該当する場合は、全ての指数を適用する。

新年度入園の利用調整の順番

新年度入園においては、下記の（１）から（５）の順に利用調整を行います。

- （１）狛江子どもの家に入園している児童（管外受託児童を除く。）が3歳児クラスで終了するにあたって、転園を希望する場合
- （２）地域型保育事業を利用する児童（事業所内保育事業の従業員枠及び管外受託児童を除く。）が、保育の実施期間が終了するにあたって保育所等への転園を希望する場合
- （３）市内認可外保育施設の廃止に伴い、施設設置者が発出した当該施設の廃止に関する文書を市において収受した日以前に当該施設の入所を契約していた児童が、廃止予定日以降に認可保育所への入所を希望する場合
- （４）別の保育所等に兄弟姉妹が入所している児童が当該保育所への転園を希望する場合
- （５）上記（１）から（４）のいずれにも該当しない場合

※ 狛江市教育・保育給付の認定に関する規則第3条第8号に該当する家庭の児童については、上記の順番によらず優先的に利用調整を行う場合があります。

同一指数世帯の優先順位

優先段階	条 件
第1段階	実施基準番号間の優先順位（3→4→1→5→2→6→7）
第2段階	申込児の兄弟姉妹（卒園予定児を除く。）が既に希望保育園に入園している世帯
第3段階	申込児を認可外保育所その他に有償で託児している期間が長い世帯（認可保育園からの転園を除く。）※期間の開始日は受託開始日と復職日を比べ、新しい日付を採用する
第4段階	低所得世帯（市区町村民税額が低い世帯）

保育施設・事業の申込みについてよくある質問

Q1 12月～2月頃までに出産予定ですが、申込みはできますか？（4月入所利用調整）

A1 申込みは可能です。ただし、令和7年2月3日（月）以前の出生児で、生後57日目以降受入れ可能な保育施設に限り、新年度利用調整会議の対象となります。申込用紙の名前の欄は「出産予定」とし、生年月日は予定日をご記入ください。出産後、狛江市児童育成課保育・幼稚園担当までご連絡ください。実際の出産日が令和7年2月4日（火）以降になった場合、4月入園はできませんので、ご了承ください。

Q2 令和6年11月22日（金）までに申込みが間に合いませんでした。二次選考の申込みはできますか？（4月入園利用調整）

A2 二次募集はありません。締め切り後の入園申込みは令和7年5月1日入園以降の入園申込みとなります。目次下部の令和7年度年度途中の申込受付期間と利用調整会議日程一覧をご覧ください。

Q3 4月入園を希望しているのですが、窓口で申込みはできますか？

A3 窓口でもお申込みは可能です。しかし、ご案内するまでにお待ちいただく時間を要する可能性がありますので、申込受付期間・窓口時間をお確かめのうえ、時間や日にちに余裕を持ってお申込みください。なお、FAXやメールでは受け付けていません。

Q4 利用調整は先着順ですか？何度も相談したり嘆願書を出したりすると有利ですか？

A4 先着順ではありません。また、相談の回数や嘆願書は利用調整に影響はありません。要件書類、資料のみで利用調整を行い、原則**利用調整指数の高い方から内定します。**

Q5 希望保育施設の記入欄で、希望順位によって利用調整上有利・不利はありますか？

A5 希望施設の数や順位によって、有利・不利になることはありません。通える範囲で通いたい順番に記入してください。なお、利用調整は、まず世帯の利用調整指数を決めて、指数の高い世帯から希望しているすべての保育施設の空き状況を見て、空きがある希望順位の高い保育施設から内定をしていく仕組みになっています。

Q6 育児休業を取得している場合でも入園ができますか？

A6 育児休業を取得している場合は、原則として入園の対象となりません。ただし、復職する月からの入園ができます。月の初日に復職する場合は、その前月からの入園の申込みができます。なお、復職後には復職証明書を提出していただきます。詳しくは6ページをご参照ください。

Q7 今仕事を探しているのですが、その場合でも申込みはできますか？

A7 現在仕事をしていなくても、仕事を探されている場合や子どもを保育施設に預けて働きたい場合は、入園の申込みができます。入園することが決まった場合は、保育施設に入園した日から2か月以内に仕事を始めていただく必要があります。

Q8 保育施設の見学はできますか？

A8 保育施設の見学を希望する場合は、事前に直接保育施設に連絡をして、日程調整のうえ見学してください。また、園庭開放等の機会を利用して保育施設で在園児と一緒に交流を持つこともできますので、ぜひご利用ください。園庭開放日は、広報こまえ毎月15日号でご案内します。

Q9 第1子が保育施設に在籍していますが、第2子出産時に育児休業を取得しました。第1子は在籍を継続できますか？

A9 出産後、第2子が満1歳になる年度の翌年度の4月末までは継続して通園することができます。詳しくは32ページをご参照ください。

Q10 入園の申込みをしましたが、入園保留となってしまいました。翌月以降も申込みが必要ですか？

A10 入園の申込みは年度内に限り有効です。新年度当初入園で申込んだ方は、その年度中の入園希望については、再申込みは必要ありません。

例えば、令和7年度中に入園が保留のままの方が、令和8年4月以降も入園を希望される場合は、改めて令和8年度の申込みも必要となります。

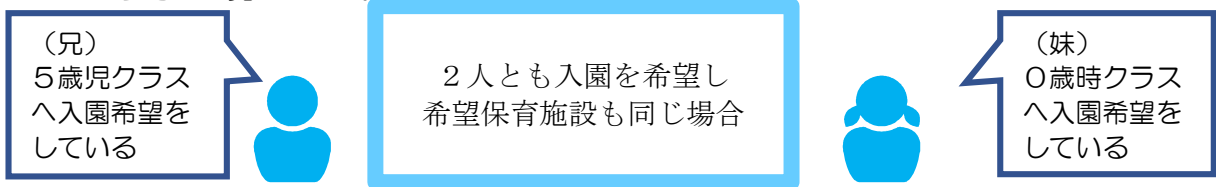
ご希望の保育施設に空きが生じた場合は、その都度、利用調整の対象となります。勤務の状況など変更がありましたら、その都度、就労証明書等を提出してください。

Q11 保育料はどのように決定しますか？

A11 8月以前分は前年度、9月以降分は当該年度の市区町村民税の所得割額によって決定します。税の申告をしていない場合は、本来の所得額に応じた保育料よりも高額で決定する場合があります。保護者様の税の申告が済んでいるかよくご確認ください。

Q12 兄弟姉妹申込の事例について教えてください。

A12 5歳児クラスに入園を希望する兄と、0歳児クラスに入園を希望する妹が、同じ施設に新年度入園申込をしていて、保育施設の空き状況等との審査の結果、以下の状態になった時に、申込書B面①の兄弟姉妹申込の選択肢により、どのような結果になるかを事例として示します。兄弟姉妹申込の参考にご覧ください。



空きあり→○ 空きなし→×	園名	希望順位	園名	空きあり→○ 空きなし→×
○	A保育園	第1希望	A保育園	×
○	B保育園	第2希望	B保育園	×
○	C保育園	第3希望	C保育園	×
○	D保育園	第4希望	D保育園	例1：×／例2：○



◆兄弟姉妹で申込をする場合（申込児を2名以上で記入した場合）、必ず①及び②の両方に1つずつレ点を入れてください。

兄弟姉妹申込	① どちらか1人だけしか入所できない場合の希望
	<input type="checkbox"/> A：1人だけなら誰も入所しない。
	<input type="checkbox"/> B：1人だけでも先に入所したい。
	<input type="checkbox"/> C：1人だけでも先に入所したい。ただし、申込児達のうち【事例妹の氏名】から先に内定した場合にのみ入所する。
	② 2人とも入所できる場合の希望
	<input type="checkbox"/> A：同じ施設に入所できるのであれば入所するが、別々になってしまうのであれば誰も入所しない。(①-Aの方のみ選択できます。)
	<input type="checkbox"/> B：希望順位が低くても、兄弟姉妹が同じ施設に入ることを優先したい。
<input type="checkbox"/> C：同じ施設に入所することよりも、各々が希望順位の高い施設に入所することを優先したい。	
◎上記以外の希望事項	

選択肢		上記表と図の状況に基づきます。例1・2とは妹の入園可能状況を表のとおり場合分けした例を示します。	
①	②	例1(1人だけしか入所できない場合=①の場合)	例2(2人とも入所できる場合=②の場合)
A	A	1人だけなら誰も入園しないので兄も妹も内定されない。	2人とも同じD保育園に入れるので、兄妹ともにD保育園に内定される。
A	B	1人だけなら誰も入園しないので兄も妹も内定されない。	希望順位が低くても同じ施設を優先するので、兄妹ともにD保育園に内定される。
A	C	1人だけなら誰も入園しないので兄も妹も内定されない。	各々が希望順位の高い施設を優先するので、兄はA保育園・妹はD保育園に内定される。
B	B	兄のみA保育園に内定される。	希望順位が低くても同じ施設を優先するので、兄妹ともにD保育園に内定される。
B	C	兄のみA保育園に内定される。	各々が希望順位の高い施設を優先するので、兄はA保育園・妹はD保育園に内定される。
C	B	妹から先に内定できないので、兄も妹も内定されない。	希望順位が低くても同じ施設を優先するので、兄妹ともにD保育園に内定される。
C	C	妹から先に内定できないので、兄も妹も内定されない。	各々が希望順位の高い施設を優先するので、兄はA保育園・妹はD保育園に内定される。

11 認可外保育施設

認可保育所以外にも、認証保育所等の認可外保育施設があります。申込み方法・空き状況等については、各施設へ直接ご確認ください。狛江市外の認証保育所等の認可外保育施設もご利用可能です。

★認証保育所（狛江市内）

東京都独自の設置基準を満たしており、都が認証している保育施設です。原則 13 時間以上の開所、0歳児からの入園が可能です。認可保育所と認可外保育施設を併用する「二重保育」の解消につながる他、これまでの認可保育所では応えきれなかった保育ニーズを、利用者がそれぞれの生活スタイルに合わせて選択できる施設です。市内には2施設あります。

※令和7年4月1日の予定情報です。今後、事業者の都合等により、変更となる場合があります。

施設名	所在地 電 話	定員及び 保育年齢	利用料		開所時間
			基本保育料（月 額）	その他	
木下の保育園 狛江	元和泉1-1-2 3430-0422	24名 0歳～2歳児	0歳児 55,000円～ 1歳児 54,000円～ 2歳児 53,000円～	入園料 25,000円 ※超過料金あり	月～土 7:30～20:30
【選考方法】木下の保育園の入園内定の選考は抽選となります。抽選結果のお問合せにつきましては、ご遠慮ください。					
一の橋こどもの家	岩戸南1-3-12 ミラドール一の橋1階 3430-7019	36名 0歳～5歳児	0歳児 43,000円～ 1歳児以上 40,000円～	雑費 12,000円 ※補助食・時間外保 育料は別途料金	月～土 7:00～21:00
【選考方法】子ども・子育て関連3法に基づき、認可保育園入所基準と同様「保育が必要な児童」を優先しています。但し、雇用状況を確認し認証保育の特色でもある13時間保育を利用しなければならない勤務者を選考しています。子育て中は常勤が困難な場合があるため、短時間労働も認めています。					

市外の認証保育所についても、各施設へ直接お申込みができます。詳細は、各区市のホームページ等をご参照ください。

※木下の保育園和泉多摩川は、令和7年3月31日付けで閉園いたします。

★家庭福祉員（保育ママ）

保育士等の資格がある方や専門の研修を受けた方が家庭的な環境で保育をする保育サービスです。

※令和7年4月1日の予定情報です。今後、事業者の都合等により、変更となる場合があります。

家庭福祉員	所在地 電 話	定員及び 保育年齢	利用料		開所時間
			基本保育料（月 額）	その他	
柳沢 芳子さん	東和泉 1-26-19 3489-6168	2名 3歳未満	40,000円 雑費 2,000円	食事は原則として保護者が用意してください。 ※超過料金あり	月～金 原則として8時間 (8:30～ 17:30の間)
白川 佳子さん	駒井町3-32-17 3488-9323	3名 3歳未満			月～金 原則として8時間 (8:00～ 17:30の間)

・当保育サービスは、狛江市民のみ利用可能なものです。

★その他の認可外保育施設

上記以外にも、東京都へ届け出て運営している認可外保育施設等があります。都内の認可外保育施設については、東京都福祉局のホームページをご参照ください。

URL：<http://www.fukushi.metro.tokyo.jp/kodomo/hoiku/ninkagai/>

★認証保育所等入所児童保護者への負担軽減補助金

認証保育所や家庭福祉員等の認可外保育施設を利用している保護者の方に、保育料の一部を市が補助します。以下の全ての要件を満たす方が対象です。

- ① 市内に住民登録があり、次に該当する児童を扶養していること。
 - 【利用者支援】 当該年度の4月1日現在の満年齢が2歳以下である児童。ただし、生活保護世帯又は当該年度市区町村民税非課税の世帯を除く。
 - 【多子世帯支援】 当該年度の4月1日現在の満年齢が5歳以下の児童で、当該児童が子どもの年齢を問わず第2子以降であること。
- ② 上記児童が保育を必要としていること。
- ③ 認証保育所等の認可外保育施設（東京都外の施設を含む）においては月120時間以上の月極利用契約、家庭福祉員においては月極利用契約を締結していること。
- ④ 該当月の1日に在籍していること。
- ⑤ 保育料の滞納がないこと。

申請期間 ・1期（4～9月分）令和7年9月1日（月）～9月30日（火）
 ・2期（10～3月分）令和8年3月2日（月）～3月31日（火）

※市内の認証保育所及び家庭福祉員通所世帯へは、申請時期になりましたら各施設からご案内いたします。その他認可外保育施設（東京都等へ届け出ている施設）へ通所されている世帯は、市役所3階児童育成課保育・幼稚園担当まで持参か郵送でお手続きください。

補助金の額

【利用者支援】 対象：2歳児クラス以下の児童（無償化を受けている世帯を除く。）

世帯ごとの市区町村民税所得割額	補助金額/月
77,100円以下の世帯	15,000円
211,200円以下の世帯	11,000円
256,300円以下の世帯	7,000円

※世帯ごとの市区町村民税所得割額が256,301円以上の世帯は補助対象外です。

※表中の市区町村民税額は配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・寄付金控除を適用する前の税額です。

【多子世帯支援】 対象：第2子以降の児童

対象世帯			補助金額/月
0～2歳児	当該年度市区町村民税課税世帯	第2子以降	27,000円
			ベビーシッター利用支援事業において 33,000円
	当該年度市区町村民税非課税世帯	第2子以降	25,000円
3～5歳児		第2子以降	20,000円

上記補助金の額（利用者支援と多子世帯支援の合計）と実支出額（無償化による補助額を除く）を比較していずれか低い額が交付されます。

○無償化の対象は「**保育が必要**」な以下の利用者のみです。

対象者：①3歳から5歳まで（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間）
の全ての子ども

②0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども

（4～8月までは前年度課税状況、9～3月までは当該年度課税状況で判定します）

上記対象者のうち、認可保育所（地域型保育事業を含む）の入所申請をし、既に認定を受けている方（以下の①②の方を除く）は、新たな申請は必要ありません。

①育児休業を延長される方は、無償化の対象となりません。復職された場合は、復職日の入った就労証明書をご提出ください。無償化の「みなし認定」を行います。

②求職活動を理由に申請いただいた方は、令和7年4月1日～5月31日の2ヶ月間のみの認定となります。それ以降は無償化の認定申請を行ってください。その場合、求職活動を理由とした申請はできません。

○申請方法は、以下のとおりとなります。**ご自身の利用希望日より前まで**にご提出ください。（郵送可・必着）
＜提出書類＞

1. 子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書（法第30条の4第2号・第3号）
2. 以下のいずれかの添付書類

★「保育の必要性の認定」については、就労等の要件があります★

- (1) 居宅外労働（外勤・居宅外自営）及び居宅内労働（居宅内自営・内職）に従事する方
→週3日以上かつ週12時間以上の就労を常態としている方
- (2) 病気や障がいがある方 →1ヶ月以上の入院、常時病臥・感染症、障害者手帳をお持ちの方、
保育が困難と記載の診断書をお持ちの方
- (3) 介護にあっている方 →週3日以上かつ日中週12時間以上の付添い・居宅外介護を行っている方
または、保育にあたることのできない程度の居宅内介護を行っている方
- (4) 就学している方 →日中、週3日以上かつ週12時間以上、一定の要件を満たす学校等への就学又は
通所を常態としている方
- (5) 出産予定の方（出産予定月及びその前後2ヶ月の5ヶ月以内）
→出産前後の休養のため保育にあたることのできない方
- (6) 求職活動中の方（2ヶ月以内）→求職活動のため、日中外出を常態としている方
- (7) 災害にあわれた方 →火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育にあたることのできない方

上記内容に対して、以下の該当する書類を添付してください。（両親ともにア～クのいずれかが必要）

ア 外勤・内勤	就労証明書（市指定様式あり・会社に記入してもらう。）
イ 自営業・親族経営会社勤務	就労証明書（市指定様式あり・会社又はご自身で記入。添付書類は様式を確認してください。）
ウ 就労内定の方	就労証明書（市指定様式あり・会社に記入してもらう。）
エ 病気や障がいがある方	障害者手帳の写し・診断書等（ご相談ください。）
オ 介護にあっている方	介護を証明する書類（介護認定通知書・障害者手帳・療育手帳の写し、診断書等）と1週間の介護スケジュール表
カ 就学	就学を証明する書類（在学証明書等）と1週間の就学スケジュール表
キ 出産予定	母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日がわかるページ）
ク 求職活動中の方	就労確約書（市指定様式あり・ご自身で記入。添付書類は様式を確認してください）

★様式データは、こまえ子育てねっと（https://komaee-kosodate.net/article_docs/1903.html）に掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。窓口でもお配りしています。

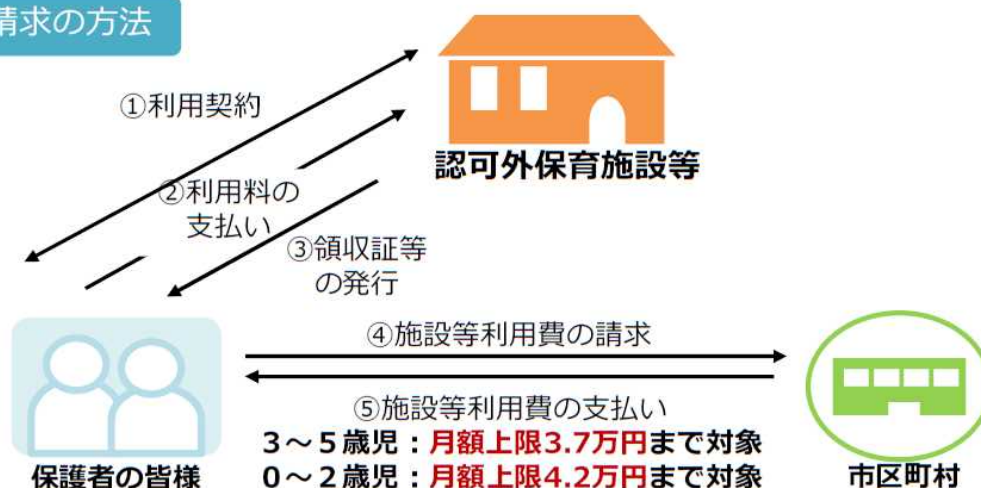
【利用料無償化の流れ】

- ①無償化対象者となるための認定を受ける。(前ページ参照)
- ②無償化対象施設(※)を利用する。
- ③利用料を、お住まいの自治体(狛江市)へ請求する。(以下「請求の方法」参照)

(※) 令和6年10月以降指導監督基準を満たさない認可外保育施設は**保育料無償化の対象外**となります。「認可外保育施設指導監督基準」を満たしている施設はの東京都福祉局HPでご確認できます。(HPはこちら→)



請求の方法



※施設等利用費の支払方法は「償還払い」となります。利用する施設に利用料を支払い、狛江市に施設等利用費を請求します。その後、狛江市から施設等利用費が支払われます。

※償還払いの時期は年4回です。①4～6月【提出締切：7月末、振込：8月末】、②7～9月【提出締切：10月末、振込：11月末】、③10～12月【提出締切：1月末、振込：2月末】、④1～3月【提出締切：4月末、振込：5月末】それぞれの期間が終了しましたら、請求の手続きをお願いいたします。

※無償化の対象となる施設等利用費は、保育料のみです。通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者の方の負担となります。★請求方法は、こまえ子育てねっとをご覧ください。

○無償化となる対象施設・事業は併用することができます。

<併用可の施設>

- ・認可外保育施設(認証保育所・家庭福祉員)
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・ベビーシッター
- ・一時保育事業
- ・病児保育事業
- ・障がい児通所支援事業 など

<上記施設との併用不可の施設>

- ・認可保育所(地域型保育事業含む)
- ・企業主導型保育事業
- ・認定こども園
- ・幼稚園(一部の預かり保育事業含む)

ご不明な点は、お問い合わせください。⇒ 狛江市役所 03-3430-1111 (代表)

- 認可保育所、地域型保育事業、認可外保育施設(認証保育所等)、一時保育事業、幼稚園、認定こども園について ⇒ 狛江市児童育成課保育・幼稚園担当(内線2307・2316・2328)
- 一時保育事業(家庭福祉員宅)、ファミリー・サポート・センター事業について ⇒ 狛江市子ども発達支援課(03-5761-9012)
- 病児保育事業について ⇒ 狛江市子ども若者政策課企画政策係(内線2312)
- 障がい児通所支援事業について ⇒ 狛江市福祉相談課相談支援係(内線2273)

12 保育施設紹介

狛江市内の認可保育施設の基本情報を紹介する資料は、こまえ子育てねっとに掲載しています。

QRコードが読取不能な場合は、インターネット上で「こまえ子育てねっと」と検索し、以下のとおり操作してください。

(ホーム>キーワードから探す>幼稚園・保育園・保育サービス>令和7年度保育施設入園申込関連書式)

【QRコード】



(掲載イメージ)

The image shows two pages of a brochure for childcare facilities. The top page is for '駒井保育園' (Komaie Daycare Center) and the bottom page is for '藤塚保育園' (Fujiwara Daycare Center). Both pages include contact information, a detailed daily schedule table, and a floor plan. The schedule table for Fujiwara Daycare Center shows activities from 7:15 to 18:15, including arrival, meals, and various educational and play activities. The floor plan shows the layout of the facility, including classrooms, a kitchen, and restrooms.

狛江市役所児童育成課の窓口には、園紹介ファイルを配架しています。各保育園の先生方が作成したもので、こちらでも各保育園での生活の様子をご覧いただくことができますので、保育園の申込の際に参考にしてください。